

令和 2 年度
国の施策に関する提案書

令和元年 8 月
中国地方知事会

中国地方を取り巻く重要な課題や主要事業について、次のように
おり提案いたしますので、令和2年度国庫予算編成及び施策の
決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申
し上げます。

令和元年8月

中国地方知事会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	丸 山 達 也
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政

目 次

「地方創生・人口減少克服」に向けて	1
人づくり革命の推進	6
大規模災害に備えた防災・減災対策等	10
原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進	18

I 地方行財政関係

1 地方分権改革の推進	22
2 地方税財源の充実確保	24

II 農林水産・商工労働関係

3 経済・雇用対策の充実強化	30
4 地域農林水産業の振興	33

III 国土交通関係

5 高速道路ネットワーク等の整備促進	39
6 港湾整備事業の推進	42
7 地方交通基盤の整備	44
8 離島・中山間地域の総合対策の充実強化	47
9 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定	50
10 地域情報化の推進	51
11 訪日外国人旅行者の誘致促進	53

IV 社会・文教関係

12 保健・医療・福祉の充実等	55
13 医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等	64
14 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化	69
15 学校教育の充実等	72

V 環境・エネルギー関係

16 環境保全対策の推進等	75
17 次世代エネルギーへの取組の推進	81

VI 領土・基地関係

18 竹島の領土権の早期確立等	83
19 日本海における漁業秩序の確立	85
20 岩国基地関連対策の推進・充実及び住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策	87

「地方創生・人口減少克服」に向けて

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理由】

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速することから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方創生・人口減少克服を実効あるものとするためには、東京圏のみならず、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

加えて、本年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、今後5年間で、最大約34万5千人の外国人材を受け入れることとされている。外国人材の活躍が促進されるよう、「就労環境」と「生活環境」の両面から受入環境を整備し、中国地方の産業の発展と多文化共生社会への理解につなげていくことが必要である。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

【提案】

1 東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくるとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

このような中、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」との基本目標は、2013年時点の転入超過96,524人から更に悪化し、2018年時点で135,600人となり、目標達成は極めて厳しい状況となっている。

このため、国においては、第2期「総合戦略」の策定に当たっては、引き続き「東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という基本目標を掲げ、これまで以上に大胆な施策を盛り込み、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の更なる地方移転・分散の推進や移住・定住の加速化など、地方への新しい人の流れを生み出す取

組を強化すること。

(1) 大学の東京一極集中のは正の実現

- 大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、
・地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

(2) 企業の地方分散

- 企業の東京圏への転入超過は続いている、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関するより具体的で明確なKPIを設定し、
・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、進めること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

- 政府関係機関移転基本方針で全面移転とされた機関はわずか3機関である。新たな移転対象機関の検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体的なKPIを設定した上で、
・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
・中央省庁のサテライトオフィス設置を、単なる試行や地方創生に向けたアウトソーシングに留まらず、東京一極集中のは正に向けた具体的な取組につなげること。
・ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(4) 「地方」への移住・定住

- 東京一極集中のは正を図り、地方への移住・定住を進めるため、
・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
・大企業を含めた各地方の求人情報を一括して全国の求職者に提供する全国統一

基準のマッチングサイトを、各地方の自由度の高い実効性のある仕組みに改めるとともに、それに合わせて移住者の経済的負担を軽減するための支援を行うこと。

- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

2 地方創生の取組を推進するために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

また、地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大と持続的な地域運営に向けて地域の実情を踏まえた次の支援策を講じること。

(1) 地域産業の競争力強化

- ・企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・A I ・ I o T 等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源として「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックなどの期間中を含め、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・税関・出入国管理・検疫（C I Q）など受入体制の整備・充実を図ること。

(3) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの生活機能・サービスの確保が緊急の課題となっている。

こうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた

小さな拠点形成の支援策を講じること。

(4) 中山間地域等の生活交通の維持・確保

近年、人口減による利用者減、ドライバー不足等によりバス事業者等の撤退、路線の縮小が顕著となってきていることから、住民の移動手段を維持・確保し、いつまでも安心して住み続けられるよう、これまでのバスを中心とした支援制度だけではなく、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通手段による生活交通の維持・確保策に対して財政支援の拡充を図ること。

(5) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であるという実情を的確に反映すること。
- ・地方創生推進交付金について、その規模を確保・拡大し、継続的なものとすること。
- ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(6) 地方分権改革の推進

真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めるとともに、法律と条例の効力の関係（立法における分権）について、多様な論点から議論を深めること。
- ・国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案や過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合も、その対象とするとともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。
- ・国から地方への権限移譲については、全国一律の移譲を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・従うべき基準の全面的な見直しや地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の

確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

3 外国人材を受入・共生していくために

(1) 「特定技能」制度の円滑な運用と外国人材の活躍を促進する環境の整備

- ・制度の運用について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加とその手順の明確化、出入国在留管理庁における情報発信と相談対応の一元化や、地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策など、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
- ・中小企業・小規模事業者においても、外国人材が能力と生産性を発揮できる環境が整備できるよう、企業に対する十分な情報提供や必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
- ・国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

(2) 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- ・外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、多言語総合相談ワンストップセンターの拡充や地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充など、必要な財政措置の確保・充実を図ること。
- ・多文化共生社会の実現のため、外国人住民への学校での日本語教育や災害時の多言語情報の提供など、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。

人づくり革命の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

【理 由】

我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかなくてはならない。

特に、幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う大変重要な時期であるため、幼児教育の質的向上と量的拡大が必要である。すべての子どもたちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限に高める取組により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることも必要である。

また、希望するすべての人に対し、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化し、少子化の急速な進行に歯止めをかけながら、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出していかなくてはならない。

加えて、グローバル化の進展や急速な技術革新に伴い、国際間・地域間の競争が激化している中、将来にわたって活力ある地域を築いていくためには、自らの力で未来を切り拓く人づくりを進めることが必要である。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくり、少子化対策の抜本強化及び働き方改革の着実な推進に向けて、地方と連携して大胆かつ積極的に次の事項に取り組むよう強く要請する。

【提 案】

1 「人づくり革命」の推進

- ・地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、令和2年度予算において、必要な経費を地方財政計画に計上し、交付金を創設するなど、新たな財政措置も含め、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のために思い切った措置を講じること。
- ・すべての子どもが自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な投資バランスのもと推進すること。
- ・幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国と地方の協議を踏まえ、令和元年度の地方負担分について臨時交付金を創設して対応されたところであり、令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。また、令和2年4月か

ら実施される高等教育の無償化についても、同様に必要な財源を確保すること。

- ・自然保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした地域の特性に応じた取組について、普及啓発や人材育成を進めるとともに、自然保育を行う幼稚園類似施設（いわゆる「森のようちえん」）のうち、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保されているとして、地方公共団体が独自に認定・認証をし、あるいは助成等の支援を行った場合には、その施設を利用する子どもについても、幼児教育・保育無償化の対象とすること。併せて、「森のようちえん」についても、国が指導監督基準を示すこと。

2 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう、

- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
- ・特定不妊治療に係る所得制限の緩和や不育症治療費に対する助成の検討、医療保険適用拡大など不妊治療等支援を拡充すること。
- ・産科、新生児科等過重労働を強いられる診療分野での勤務環境改善への財政支援などにより、周産期医療体制を確保すること。
- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置と機能充実を促進するために必要な財源を確保すること。
- ・三世代同居住宅の新築・増改築、改修への支援や増改築、改修に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
- ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとすること。

3 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

保育サービスの充実や子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、

- ・保育士や幼稚園教員の不足を解消するため、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上等により離職防止と潜在保育士等の再参入を図ること。
- ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
- ・子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

4 地方の教育の魅力向上・充実

（1）幼児教育

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質や能力を向

- 上させる研修機会の充実等に対する支援策を講じること。
・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

(2) 初等中等教育

- 初等中等教育において、誰もが、持っている能力を開花させ、社会的経済的環境にかかわらず、大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要があり、
- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
 - ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

(3) 高等教育

- 教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材を育成するため、
- ・地方で充実した高等教育を受けられる環境を整備するとともに、COCプラス終了後における新たな補助事業の創設など地域産業の担い手となる人材の育成・確保に取り組む大学等への支援を拡充すること。
 - ・教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
 - ・地域の多様な主体と連携し、課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実や財政支援など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

5 進学希望をかなえるための支援の充実

- すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、
- ・給付型奨学金や無利子奨学金について対象世帯を拡大するなど充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
 - ・経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援策を講じること。

6 地域の将来を担う人づくりへの支援

- ・生まれ育った地域に愛着をもち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を身に付け、地域を支え、新しい価値を生み出す人材を育成し、地元定着や将来的なUターンの促進に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを生かした取組に対する支援や財政措置を行うこと。また、地域の多様な関係者と学校で構成する地域コンソーシアムの構築及び活動に対する支援や財政措置を行うこと。特に、コーディネーターの配置に係る制度を創設するなど、核となる人材が育成・確保できるよう措置すること。
- ・人生100年時代や第4次産業革命の進展など、新しい時代を見据えた人づくりや地域の将来を担う人づくりを推進するため、新たな価値を創造する若者を育成する取組や、地域の歴史や文化、産業等への理解を深める取組など、地方に行う

人づくりの取組に対する支援を行うこと。

7 働き方改革の推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

- 誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、
- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
 - ・育児休業・育児休業給付に係る手続きの改善など、抜本的な見直しをすること。
 - ・高齢社会が一層進展する中で、介護に直面する者を介護離職させないよう、介護休業の取得可能日数の拡大や取得回数制限の緩和など介護休業制度の拡充、休業期間中の社会保険料の免除などの支援策を拡充すること。
 - ・非正規雇用の待遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
 - ・人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、国において設置している働き方改革推進支援センターにおいても、取引のあり方の改善に向けた取組を一層強化すること。
 - ・税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
 - ・地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金の新設など財政支援を拡充すること。
 - ・長時間労働の是正など企業の働き方改革の取組が加速するよう、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。
 - ・地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。
 - ・働き方改革について国民理解の促進と国内の一層の気運醸成を図ること。

大規模災害に備えた防災・減災対策等

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【理 由】

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生した。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、昨年9月の台風24号、北海道胆振東部地震、6月の大坂北部を震源とする地震、4月の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月の鳥取県中部を震源とする地震など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、復旧・復興に向けて官民が全力を挙げているところである。

その上、豪雪による幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、列車の長時間にわたる立ち往生、路線バスや航空便の数日間の運休・欠航なども発生している。

こうした中、中国5県は、大規模災害に備えた防災・減災対策等を一層推進する必要があるが、東日本大震災による被害の範囲や規模、南海トラフ巨大地震の被害想定を鑑みると、大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中国5県だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

また、東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震、平成30年7月豪雨などの災害からの復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならない状況の中、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度の下での対応にも限界がある。

加えて、公共土木施設等社会資本の老朽化が進む中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まることが懸念されているところである。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

【提 案】

1 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

- (1) 大規模な災害が発生した場合は、被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じるとともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受け入れなど、被災

地に幅広い支援を行っている自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

(2) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(3) 東日本大震災の復興期間の後半に当たる平成28年度以降の地方財政対策においても、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、中国地方をはじめ全国各地の自治体が必要な事業を着実に実施できるよう通常予算を確保するとともに、避難者の受入れや職員派遣など幅広い支援を行っている自治体が負担する経費について、確実に財政措置を講じること。

(4) 大規模災害時の倒木や漂流物等の除去、施設修繕などの応急対応について、二次災害の防止や今後の台風等からの防災・減災等に資することから、国庫補助事業である災害復旧事業の対象とすること。

(5) 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分や起債の特例措置など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

2 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 被災者生活再建支援制度について、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法の適用地域と非適用地域が生ずる不均衡を解消するとともに、支援対象となっていない半壊世帯等まで拡大すること。

また、災害救助法についても、同じ災害で被災しても同法の適用地域と非適用地域が生じる不均衡を解消するとともに、災害対策活動への幅広い適用や国への協議の柔軟な運用を行うこと。

(2) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年にわたり継続的に実施すること。

(3) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

(4) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

3 大規模災害時における被災地への支援方策の確立

(1) 大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のNPO法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

(2) 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であり、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限とするため、総合防災システム、被災者台帳システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムを統一化することが非常に有効であることから、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。

また、物資調達・輸送調整等支援システムについて、都道府県・市町村と連携して円滑に運用できるよう改善を図ること。

4 大規模災害時における広域支援・受援体制の確立

「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、今回の豪雨災害における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講じること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体

の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

5 住民の主体的な避難を促す取組の推進

(1) 住民に災害から命を守るための主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

「住民が取るべき行動」と「行動を住民に促す情報」を関連付ける警戒レベルの導入について、住民が理解できるようわかりやすく伝え、さらには住民の行動にしっかりとつながるよう、国においてもあらゆる広報手段を活用して周知するなど取組を徹底すること。

(2) 地域の災害リスクを住民に浸透させるための具体的な手法として、宅地建物取引業法を改正し、市町村が作成したハザードマップの説明を、取引時に住宅購入者等へ説明が義務付けられる重要な事項として位置付けること。

6 総合的な治水・土砂災害対策の推進

(1) 平成30年7月豪雨災害では多くの箇所で越水や堤防の決壊が発生するとともに、土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、堤防の整備、河道掘削などの治水対策と、砂防えん堤や急傾斜地崩壊防止施設の整備などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進するとともに、ダム放流時も含めた安全対策を講じ、これらに必要な財政措置を講じること。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があることから、災害復旧事業による原形復旧のみにとどまらず、早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、被災地で現在進めている砂防・治山事業などの土砂災害対策が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。

(4) 土砂・流木の流出による河道埋そく等について、河川の治水対策と流出土砂対策を一体的に検討する専門的知見と、工事実施について高度な技術力を要することから、二次災害防止対策や応急対策を含め、土砂災害専門家による調査などの技術支援を行うこと。

7 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進

(1) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等の必要なハード整備に対し、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業及び緊急自然災害防止対策事業が創設されたが、地方が取り組む緊急対策について、必要な予算を確保すること。

また、3か年対策後も必要な財源を安定的に確保し、これまで以上に強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

(2) 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

(3) ため池の被災に起因する下流への被害発生防止と住民の危険回避意識の熟成を着実に進めるため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の運用に当たっては、地域の防災を担う市町村の役割を充実させ、都道府県と協働して取り組むことを明確にすること。

また、同法律に基づく事務の執行に当たり、都道府県や市町村の独自の取組に対し、必要な財政的支援を継続的、安定的に確保すること。

併せて、管理者が不在で使われていないため池の廃止手続きの明確化、簡素化など必要な取組を強化すること。

(4) 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等について、建築物等の耐震化のための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

(5) 豪雪時を含む大規模災害時における緊急輸送道路やネットワークの代替性を確保し、強靭な道路ネットワークを構築するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化の早期実現、また、地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化を図ること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路等」については、本年4月に供用中区間の指定が行われたところであるが、今後の指定に当たっても、地域の意見を十分反映するとともに、指定された路線の整備が進む

よう、補助制度の拡充・予算の重点配分等による財政支援を行うこと。

- (6) 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。
- (7) 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。
- (8) 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。
また、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、D H E A T の養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。
- (9) 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、B C P（事業継続計画）や避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。
- (10) 国の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率の嵩上げ等も含め必要な措置を講じること。
特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に特段の財政措置を講じるとともに、災害拠点病院の指定要件に定量的な水の確保（3日分）を追加規定する場合は、一定の経過措置を設けること。

8 災害応急体制への支援

- (1) 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こりうる災害への対処能力を高め、災害警備活動を強化するため、必要な装備資機材の整備充実を図ること。
- (2) 消消防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航が求められているが、操縦士が不足しており確保が困難な状況であるため、国においても航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。

9 地震・津波研究等の充実

- (1) 国の地震の長期予測等において日本海で発生する地震・津波に関する研究が不十分であることから、日本海側における地震・津波研究の充実を図ること。
- (2) 活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態に関する調査研究を強化し、地震・津波の予測精度の向上を図ること。

10 気象・火山の監視・予測システムの強化

- (1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。
また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。
- (2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。
- (3) 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

11 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

12 原子力防災対策の強化について

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力をすること。

(2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。

(3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。

原子力発電の安全確保対策等と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会)

【理由】

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から8年余りが経過したが、依然として周辺住民が避難生活を余儀なくされており、事態の早期収束に向けた取組が強く求められている。

こうした中、全国に立地している原子力発電所の安全確保が何より重要な課題となっており、原子力規制委員会においては、規制基準への適合性審査を厳格に行うとともに、その結果について、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行うことが強く求められるところである。

また、万が一、広範囲に影響が及ぶ大規模な原子力災害が発生した場合、県境を越える広域避難が必要となることなどから、原子力発電所立地県のみならず、隣県等においても、想定されるさまざまな課題への対策を早期に講じる必要がある。特に、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要がある。

一方、原子力発電所の立地や運転、廃炉に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

また、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 原子力発電所の安全確保対策の強化等

(1) 事態の収束に関するこ

国は、福島第一原子力発電所の事故に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、国内外の英知を結集して、一刻も早く事態の収束を図ること。

(2) 情報公開及び説明責任に関するこ

福島第一原子力発電所の事故に関して、今後とも把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを公開し、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

さらに、全国の原子炉施設の状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

(3) 原子力発電所の安全対策に関すること

原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から設置変更許可等の申請があった島根原子力発電所2号機及び3号機の安全性について、地震対策及びフィルタベントや汚染水対策（地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等）などのシビアアクシデント対策等、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、福島第一原子力発電所において引き続き行われている事故の分析や現場での汚染水対策等、及びその他の災害等から得られる新たな知見については、その都度、規制基準へ反映すること。

なお、審査結果については、立地・周辺自治体、避難者を受け入れる関係自治体や住民へわかりやすく説明を行うこと。

原子力発電所の稼働・再稼働については、まずエネルギー政策上の必要性を国が明確に示し、個別の原子力発電所毎に、その安全性を国が責任を持って判断し、住民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得て進めること。

また、その具体的な手続を早期に示すこと。

(4) 原子力防災体制の充実・強化に関すること

ア 地域の実情に応じた適切な防災体制の確立等

「原子力災害対策指針」については、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。

また、同指針における未検討の事項を明確化し、検討結果を早期公表するとともに、新たに盛り込まれた内容については十分な説明を行い、国が責任をもって実効性のある防災体制を構築すること。

県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島第一原子力発電所での事故などを踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力をを行うこと。

なお、避難行動要支援者の避難のあり方など省庁横断的に進める必要がある対策については、原子力発電所立地地域毎に設置された地域原子力防災協議会において、各地域の取組状況を把握し、国として地域の実情に応じた適切な防災体制の確立を支援すること。

イ 避難対策

原子力災害が発生した場合に、住民の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が中心となって、原子力発電所周辺地域及び広域避難の受入地域において、避難者や受入自治体等を支援する体制づくりを行うとともに、県境を越えるなどの広域的な交通管制についても国が責任を持って警察や道路管理者等と調整を行うこと。また、避難に要する大量の支援物資や輸送手段等の確保やその要請の具体的な仕組みについて、迅速に対応できる体制づくりを行うこと。併せて、避難所・救護所運営や避難行動要支援者の支援等に必要となる人員の確保についても、立地・周辺自治体や受入自治体の要請に対して迅速に対応できる体制を整えること。

さらに、避難行動要支援者の避難に必要となる輸送手段（救急車、福祉用車両、ヘリコプター等）、輸送用資機材（ストレッチャー、医療用機材等）、医療従事者・介護従事者及び最終的な避難先となる病院・社会福祉施設等を確保する体制を構築するとともに、やむを得ず避難できない場合の本人及び医療従事者・介護従事者に対する防護対策を拡充し、支援体制を構築すること。併せて、避難行動要支援者の搬送については、自衛隊、海上保安庁等による即時、迅速な対応ができる体制とすること。特に、原子力災害対策関係府省会議分科会が設置されたことから、自衛隊などの実動組織の協力、民間事業者の協力などについて、地域原子力防災協議会の意見を踏まえながら早急に検討を行い、具体的な協力体制を構築すること。

また、原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療・社会福祉施設の放射線防護対策事業について、引き続き国において必要な財源を措置すること。

加えて、避難期間が長期に及んだ場合において、人的・物的な支援や仮設住宅など二次避難先となる施設の確保について支援を行うこと。

ウ 避難道路等の早急な整備・維持

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

エ 安定ヨウ素剤（ゼリー剤）の柔軟な事前配布・備蓄体制の構築

安定ヨウ素剤について、原子力規制庁が示す方針では、3歳未満の乳幼児及び丸剤の服用が困難な者に対してゼリー剤を服用させることとしている。

一方で、ゼリー剤の備蓄及び事前配布に係る交付金の対象は3歳未満の乳幼児に限定されているが、3歳以上であっても丸剤の服用が困難な者にゼリー剤を配布できるよう、交付金の対象を拡充すること。

オ 原子力災害医療体制への支援

原子力災害拠点病院等の機能充実や運営に必要な費用について、必要な財政支援制度を早急に創設すること。

（5）地方公共団体が行う防護措置等に係る財政措置

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」において必要となる地方公共団体が行う防護措置並びに被災地域からの避難及びその受け入れなどに係る財政負担に対し、国において十分措置すること。

特に、立地県外における避難先も含め、避難先の確保や避難所の運営及び備蓄品の確保に必要な財政負担に対して、十分な措置を講じること。

また、原子力安全・防災対策に従事する職員人件費、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などに係る財政負担についても、国において十分措置すること。

（6）原子力発電所の廃炉に関すること

島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境保全の観点から厳格に確認を行うとともに、検査等の結果について住民及び地方公共団体へ丁寧に説明すること。

また、廃止措置が確実に進むよう、使用済燃料の再処理等については、国が前

面に立って取り組むとともに、原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めること。

加えて、一部未整備となっている放射性廃棄物の規制基準を早急に確立させること。

(7) 風評被害の防止等に関するこ

最近になってもなお発生しているいわれなき風評被害を未然に防止するため、農林水産物や加工食品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の防止や払拭には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて重要であることから、国内外に対し、放射性物質の測定結果及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

2 エネルギー政策の推進強化

エネルギー基本計画における再生可能エネルギーと省エネルギーの位置付け、また、2030年度のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの構成割合（22～24%程度）を踏まえ、再生可能エネルギー導入促進と省エネルギー推進を加速化するため、仕組みや支援などの施策を明らかにし、必要な財政措置を講じること。

特に、各地域に広く賦存する再生可能エネルギー等については、地域社会との共生を図りながら、地域に根ざした「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を迅速かつ着実に進めるとともに、地域における再生可能エネルギー等の総合的な開発利用対策を推進する技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

なお、エネルギー政策は、我が国の将来の姿を左右する重要な問題であり、国内産業への影響や、国民負担なども考慮して、国の責任において、十分な措置を講じること。

3 電源立地対策の推進

(1) 電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図ること。

ア 原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度の充実、平成28年度に創設された補助金や増額された交付金の対象事業や交付金額・期間への十分な配慮、運転停止中の算定の特例における十分な交付水準の確保を図ること。

イ 原子力発電所の長期停止等に伴う経済停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実を図ること。

ウ 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

(2) 令和3年3月に失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長するとともに、引き続き原子力発電所立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。

I 地方行財政関係

1 地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

【理 由】

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、首都圏一極集中の弊害など困難な課題に直面している。これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためにも、地方分権改革を推進し、眞に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

平成19年に地方分権改革推進委員会が設置されて以来、義務付け・枠付けの見直しや国からの権限移譲等について、一定の成果が上げられてきたが、地域が抱える事情や課題はそれぞれに異なり、未だ多様な問題を抱えている。地域の実情や住民のニーズを熟知する地方が、自らの判断と責任で地域の課題を解決するためには、地方分権改革のさらなる推進が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 地方分権改革の推進

眞の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めるとともに、法律と条例の効力の関係（立法における分権）について、多様な論点から議論を深めること。
- ・国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案や過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合も、その対象とともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。

- ・国から地方への権限移譲については、全国一律の移譲を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・従うべき基準の全面的な見直しや地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。
- ・雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、諸施策と一体となって行う地方版ハローワークを支援すること。
- ・また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めること。

2 規制改革の推進

規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。

また、「国家戦略特区（地方創生特区を含む。）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

3 適切な財源措置の実施

地方分権改革の推進に当たっては、社会資本整備の進捗状況を勘案しつつ、担うべき権限に見合う財源を確保し、地方自治体の自主的・自立的な行政運営が可能となるよう、適切な措置を講ずること。

4 道州制の検討

道州制は、国と地方の双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすと考えられることから、道州制の必要性、メリット・デメリット等を明確にして積極的な情報発信を行い、広く国民的な議論を喚起すること。

2 地方税財源の充実確保

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省)

【理由】

令和元年度の地方財政計画においては、地方税が増収となる中で、地方交付税総額は、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度を0.2兆円上回る16.2兆円が、地方一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.7兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえず地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不適当である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一體改革については、消費税・地方消費税率10%への引上げに伴う増収分の使途を見直して、社会保障を全世代型のものとすること等の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定され、その動向には国民の強い関心が寄せられている。本年10月に確実に消費税・地方消費税率を10%に引き上げができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていくとともに、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、「新しい経済政策パッケージ」の実施に際し、地方財政に係るものについては、地方と十分に協議を行うことと併せて、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について提案する。

【提 案】

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで一層行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

近年、地方財政計画に計上される地方一般財源総額は増加しているものの、個別の団体ごとにみると、都市部の団体は地方財政計画と同様に一般財源が増加する一方で、財政力が弱い地方部の団体は一般財源が減少している現状がある。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源調整機能と財源保障機能の維持・充実を図ること。

また、トップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働くかない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

(2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。実際に、平成30年7月豪雨災害対応においては、多額の財政調整基金を取り崩さざるを得ず、基金残高が一瞬にして激減するとともに、引き続き最優先で取り組まなければならない被災者支援や復旧・復興事業に必要な財源の確保が大きな課題となっている。このように、大規模災害が起きた際の地域の実情も踏まえると、地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、令和元年度は財

源不足の縮小等により発行額が減少したものの、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、令和元年度の地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言士の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、令和元年度当初予算において1,000億円が措置された地方創生推進交付金については、新たな取組である「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を含め、こうした施策を確実に展開できるよう、次期総合戦略の対象期間においても十分な額を確保すること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除すること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(5) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

特に、景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部において、責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保すること。

(6) 消費税・地方消費税率10%段階に施行される法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置及び特別法人事業税・譲与税の創設による新たな偏在是正措置により生じる財源については、地方の一般財源総額を増額確保するため、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上するとともに、産業活性化や地方創生等に必要な財源として地方部に重点的に配分し、是正効果が実感できるも

のとするなど、実効性のある偏在是正措置とすること。

- (7) 地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、令和2年4月1日に施行されることとなったが、国においては制度の適正かつ円滑な導入に向け、地方自治体において必要となる規定の整備などに関し、さらに支援するとともに、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- (8) 法人事業税の外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すること。
- また、法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のロボット化・IT化の進展、持株会社・地域子会社化やフランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。
- (9) 法人事業税における収入金額課税制度については、平成31年度与党税制改正大綱において、「課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とこととされているが、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (10) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていることを踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 本年10月に予定されている消費税・地方消費税引上げに伴う増収分の使途を見直して、社会保障を全世代型のものとすること等の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定されたが、現在の「社会保障と税の一体改革」のスキームは国と地方が十分に協議して決定したものであることを踏まえ、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方の財政

運営に支障が生じることのないようにすること。

なお、幼児教育・保育の無償化に係る財源については、国と地方の協議を踏まえ、令和元年度の地方負担分について臨時交付金を創設して対応されたところであります、令和2年度以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとしているが、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確保すること。また、令和2年4月から実施される高等教育の無償化についても、同様に必要な財源を確保すること。

(2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

(4) 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、本年10月の引き上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

(5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税率の10%への引上げの際には8%引上げ時と同様に、引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(6) 平成26年4月の消費税・地方消費税率の8%への引上げ時には、増税に伴う駆け込み需要とその反動により個人消費の落ち込み等がみられたことから、本年10月の消費税・地方消費税率の10%への引上げに際しては、景気が落ち込まないように、万全な経済対策等を確実に実施すること。

併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

(7) 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、国民や中小事業者に混乱が生じないよう、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

また、令和5年導入予定の適格請求書等保存方式は全業種が対象であり、特にこれまで免税事業者であった者には影響が大きいため、十分な周知と必要な支援を講じること。

II 農林水産・商工労働関係

3 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

【理由】

中国地域の景気は、生産活動が持ち直している中で雇用情勢が改善していること等を背景に回復の動きが見られるものの、本年10月の消費税・地方消費税率の引き上げ、為替相場の急激な変動に伴う影響や海外景気の下振れによる景気押し下げリスクの存在により、先行きについては、依然として不透明である。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者・非正規労働者等に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となって経済の好循環実現に向けて取り組むことが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながる成長戦略の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に当たっては、各地方公共団体が策定した地方版総合戦略を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ることに配慮すること。

2 東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の継続実施

東日本大震災からの復旧・復興は未だ途上であり、引き続き全力で取り組むとともに、復興を確かな景気回復及び地域経済の活性化と雇用の創出・質の向上につなげるため、企業の国内投資並びに地方移転及び地方拠点強化の促進に資する施策を一層充実させるなど、所要の対策を速やかに講じること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策に引き続き全力で取り組むとともに、簡素な手続により円滑に輸出ができるよう、引き続き相手国に対し国家レベルで改善を求めるこ。

3 経済環境の変化等を念頭に置いた切れ目のない経済・雇用対策の実施

政府の各種政策の効果により地方経済にも好循環の兆しが見え始めているものの、その波及は限定的な状況であり、継続的な経済・雇用対策を行うとともに、国内企業の国際競争力強化や製造拠点の国内回帰に係る支援など国内産業の空洞化を防止・是正するための対策並びに地方移転及び地方拠点強化を促進するための施策について、地方の状況を踏まえ、さらなる充実強化を図ること。

4 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、各種の交付金等について権限と財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うなどして、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

5 中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援

事業承継は、代表者の高齢化などによりまったなしの課題であることから、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成など一層充実させること。また、相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促すために制度の普及啓発を図るとともに、都道府県の認定手続きの簡素化に努めること。

6 若年労働者雇用対策の拡充

現在、地方における企業等の人材確保が厳しい状況にあることから、若者の地方からの流出への歯止めと、地方での就職・定着につながるような魅力ある地方の雇用の場の創出に対し支援すること。加えて、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対する、職業能力開発の強化、セミナー・就職面接会の開催など、正社員として地方に就職するための支援を一層強化すること。

また、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

さらに、増加するニート、ひきこもりなどの無業状態にある若者の自立、就業を支援するため、地域若者サポートステーション事業の拡充強化を図ること。

7 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護・保育分野、観光分野、情報通信分野、建設業分野及び農林水産業分野について、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

(1) 介護分野においては、介護職の認知度向上・イメージアップ、介護職員の処遇改善など、安定的に質の高い人材を育成・確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。

(2) 観光分野、情報通信分野、建設業分野、農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の育成・確保につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

8 高年齢者及び障害者の就労対策の拡充・強化

厳しい雇用情勢にある高年齢者及び障害者の働く意欲に応えるため、短時間勤務など個人の特性に合わせた雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。また、障害者の一般就労後の職場定着に対しても一層の支援充実を図ること。

9 工業用水道施設の整備

(1) 新たな工業用水道の補助制度の拡充等

老朽化・耐震化対策を迅速かつ確実に実施し、産業立地の加速化等を促進するため、工業用水道施設の強靱化に対する国の確実な予算措置や新たな補助制度の創設を図ること。特に、今後の大規模災害に備えるための耐水化、漏水対策といった施設の耐災害性の強化に係る国庫補助採択要件の拡充を図ること。

(2) 工業用水道料金制度の改善

工業用水道料金について、企業活動を支えるための産業施策として、地方公共団体が行う高額な料金の低廉化や平準化など、地域の実情に応じた料金設定が可能となるよう、地方財政措置制度の創設を図ること。

(3) 公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度の拡充

公的資金による地方債の補償金免除繰上償還制度は、平成25年度1年限りの措置として、被災地を対象として実施されたが、高利率の地方債が地方財政運営の支障となっている実態を踏まえ、被災地に限定することなく、対象となる地方債の利率の条件緩和など制度を拡充して今後も継続実施するとともに、財政融資資金の新規貸付停止措置を撤廃することにより、公債費負担の更なる軽減を図ること。

10 地方版ハローワーク

雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、諸施策と一体となって行う地方版ハローワークを支援すること。

また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、求職者情報の提供範囲の拡大など国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めるとともに、地域活性化雇用創造プロジェクト事業の拡充等により、安定的な財政支援制度を構築すること。

11 軽減税率制度導入に係る国民や中小事業者への周知・支援

消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、国民や中小事業者に混乱が生じないよう、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援を講じること。

また、令和5年導入予定の適格請求書保存方式は全業種が対象であり、特にこれまで免税事業者であった者には影響が大きいため、十分な周知と必要な支援を講じること。

4 地域農林水産業の振興

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、農林水産省)

【理由】

農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、予測不能な自然災害による農林水産業被害など、厳しい課題に直面している。

一方、国民からは、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農山漁村の有する公益的な多面的機能に対する期待が高まっており、これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、農林水産業の体質強化を図り、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

こうした中、国は平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、さらなる農業の競争力強化のため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革などを盛り込んだ「農業競争力強化プログラム」が決定されるとともに、農業競争力強化支援法をはじめ関連法が施行されるなど、一連の農政改革関連施策が本格的に実施されているところである。

こうした取組をより良いものとしていくためには、地域の意見や実情を反映した、きめ細かな支援ができる仕組みとしていくことが望まれることから、次の内容について提案する。

【提案】

1 「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等の条件不利地域が多い中国地方において、農林水産業が将来にわたくって持続的に発展していくことができるよう、「攻めの農林水産業」の実現に向けて、国の責任において、次世代を担う経営感覚に優れた経営体の育成や、地域の実情に応じた産地形成、農林水産物のブランド化、地方による輸出促進への取組や輸出拡大に向けた安全・安心な農林水産物の生産体制構築への支援、多様な地域資源を活かした6次産業化・農商工連携による高付加価値化の取組の着実な実施などの総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講ずるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 農業農村整備事業の推進

(1) 国の令和元年度農業農村整備関係当初予算は、平成30年度当初予算比で

114.1%の額が措置されているものの、平成21年度当初予算額に対して、臨時・特別の措置を含めても、86%までしか復元されていない。計画的に農業の競争力強化を図るためにには、農地の大区画化や水田汎用化等を推進し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の加速化や農業経営の複合化などを進める必要がある。

また、近年多発している地震や集中豪雨等による大規模災害に対応するため、海岸高潮対策や地すべり対策、ため池改修等の防災減災対策、老朽化した農業用施設の長寿命化対策を実施し、国土強靭化を着実に進める必要がある。

こうした農業農村整備事業を計画的に推進するため、令和2年度以降の当初予算を確実に確保すること。

- (2) 過疎化・高齢化が進行する農村地域における定住促進を図るため、生活環境の向上や定住条件の改善等の生活環境基盤整備を推進するとともに、農業の生産条件が不利な中山間地域において、生産活動や集落機能の維持を図るため、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的な整備を推進するために、必要な予算を確保すること。

3 農地中間管理機構の事業推進について

担い手への農地集積・集約化など農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、農地中間管理機構関連事業については、引き続き十分な予算確保と、担い手が計画的に農業経営の基盤強化を図る取組が進むよう、機構集積協力金を農業経営基盤強化準備金制度の対象に含める等の拡充を図るとともに、地域の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう、必要に応じて制度の改善を行うこと。

また、地域の実情に応じた農地利用の効率化等が促進されるよう、制度の運営に係る国の都道府県に対する関与は最小限とすること。

4 水田フル活用の推進と米の需給安定について

- (1) 中国地方は、中山間地域等の条件不利地域が多く、経営基盤も脆弱であるため、地域の特性や実情に応じた作物の生産振興や産地育成・経営の複合化等により所得向上を図っている。意欲ある担い手が将来にわたり安心して経営を行えるよう、「水田活用の直接支払交付金」等の財源を安定的・継続的に確保するとともに、特に非主食用米の柱である飼料用米に対する現行の支援水準を維持すること。
- (2) 米の需給調整を国全体で取り組む中、生産対策等が大きな影響を及ぼすことを踏まえ、引き続き国が責任を持って、今後も需給と価格の安定が図られるよう具体的な対策を行うこと。

5 主要農作物の優良種子の安定供給

主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が引き続き重要であることから、中国地方各県では、主要農作物種子法廃止後も規程を定め、優良種子の生産・安定供給に取り組んでいる。これらの取組が後退することのないよう、主要農作物種子法廃止法案に対する附帯決議を確実に履行するとともに、種子の供給量に不足が懸念される場合には、国が調整を図るなど安定した種子の供給に責任をもって対応すること。

6 日本型直接支払制度の推進

日本型直接支払制度について地元要望に応じた予算を確保するとともに、地域住民や自治体の負担が少なく、取り組みやすい制度とすること。

特に、第5期対策となる中山間地域等直接支払制度については、各県の最終評価を基に、制度の充実・強化を図ること。

7 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代に対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

8 新たな担い手の確保・育成

- (1) 就農希望者や新規就農者に対する「農業次世代人材投資資金」について、十分な財源措置を講じるとともに、交付要件の変更等を行う際には、十分な時間を設け、都道府県や市町村と事前調整を行うこと。また、経営開始に当たっての施設整備等への支援や、中国地方で重点的に育成に取り組んでいる集落営農法人への就業支援策など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農法人による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人や認定農業者に対する税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。
また、集落営農法人連合体への支援措置を創設すること。
- (3) 新規林業就業者の確保・育成・定着まで一貫した支援体制の整備を充実強化すること。特に、林業の担い手支援策として不可欠である『「緑の雇用」新規就業者育成推進事業』については、新規就業者の受入体制を整備するため、指導者経費の拡充を図ること。
- (4) 新規漁業就業者対策について、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業・定着まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充するなど、持続的な担い手づくりの体制整備と必要な予算を十分確保すること。

9 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやD D G S（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用に必要な技術の確立や支援措置を積極的に講じること。
- (2) 耕畜連携による飼料用米や稻W C S用稻、トウモロコシ等の自給飼料生産と利用を拡大するため、引き続き各種支援措置の実施・充実強化を図ること。

10 スマート農業の推進

地域や品目に応じた現場課題の解決に向け、ロボット、A I、I o T、ドローン

等の先端技術を活用したスマート農業の推進を加速化させるよう、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトなどを継続し、実証地の拡大に十分な予算を確保すること。

11 国際交渉への対応

(1) 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）への参加交渉に当たっては、地域経済の活性化につながるものにするとともに、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。

また、日米貿易交渉、RCEPなど、いかなる国際交渉にあっても、地域経済や産業、国民生活への具体的・長期的な影響等について正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

(2) 経済連携協定等の発効により大きな影響が懸念される畜産部門において、畜産・酪農経営の収益力や生産基盤を強化するため、畜産クラスター事業の財源を継続的に確保するとともに、経営安定対策の確実な実施を図ること。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく体質強化対策等に必要な財源も継続的に確保すること。

12 林業・木材産業の成長産業化に向けた対策の充実

(1) 地域の創意工夫のもと、木材の生産、流通・加工、利用対策に中期的かつ総合的に取り組み、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、林業成長産業化総合対策の拡充や将来にわたって計画的に事業に取り組める新たな予算制度の創設等、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会関連施設において国産材を最大限利用するなど、新たな木材需要の創出を強力に進めること。

(3) 森林所有者の不在村化等により境界が不明確化する中、森林経営管理制度の円滑な運用などを通じ、路網整備や間伐等の森林施業が着実に進むよう、登記の促進や地籍調査の迅速化など、所有者や境界等の不明な森林への対応について、関係省庁が連携して積極的に取り組むこと。

13 公的造林事業の推進

(1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。

(2) 森林整備活性化資金の融資条件を改善すること。

14 松くい虫等防除事業の推進

松くい虫・ナラ枯れなどの森林病害虫等被害対策については、環境への配慮及び効果的な防除、被害跡地対策などを緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

15 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油や生産資材価格の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、現行の燃油価格高騰対策を継続的で分かりやすいセーフティネット対策に改善すること。
- (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

16 漁業所得の向上対策の充実

多額の投資を要する老朽化した漁船・漁具等の更新が大きな課題となる中、国の平成30年度補正予算で措置された水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業や令和元年度当初予算で措置された水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの、漁船・漁具等の更新に対する支援措置をはじめとする漁業所得向上のための対策の充実を図ること。

17 漁業経営安定対策の充実

資源管理や漁場改善に取り組む漁業者等を支援する漁業経営安定対策について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。

18 水産資源の管理・回復

- (1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組に対する支援を強化すること。
- (2) 海水温の上昇や中国漁船の乱獲等による資源状況の悪化に対応するため、国と地方が連携した海洋調査体制を強化すること。
- (3) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

19 重大な家畜伝染病（豚コレラ、鳥インフルエンザ及び口蹄疫等）の国内への侵入・まん延防止に係る支援制度の強化と広域防疫の体制整備

- (1) 国内で未だに終息する気配が見えない豚コレラの感染経路や感染拡大の原因究明を継続実施し、養豚場内の防疫対策や野生イノシシの養豚場への侵入防止対策など、国内の豚コレラ防疫対策を強化すること。
また、中国やベトナム等海外で感染が拡大しているアフリカ豚コレラのほか、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の国内侵入を防止するため、国際線が就航する地方空港やクルーズ船等が寄港する海港での検疫体制強化など水際対策を徹底すること。

(2) 各県が鳥インフルエンザや口蹄疫等の感染症発生に備えた体制を整備しているが、防疫措置には大量の資材が必要であり、1県のみでの備蓄は非効率であるため、中国5県では、県間協力による備蓄と円滑な相互利用体制の整備を行っている。

国においても、資材の備蓄を充実するとともに、家畜の死体等の迅速な処分に有用な移動式焼却炉やレンダリング装置等の機材を地域が活用しやすい台数及び配置となるよう、早期に整備すること。

20 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大し、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

III 国土交通関係

5 高速道路ネットワーク等の整備促進

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

【理由】

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、特に、国の骨格を形成する高速道路は、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、大規模災害時や緊急医療、有事の際の国民保護活動等において国民生活を支える不可欠な社会資本である。

高速道路ネットワークについては、熊本地震や鳥取県中部地震及び広島・山口豪雨災害等を通じて、『命の道』としての重要性が改めて認識されたところであるが、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における住民の安全・安心な生活を脅かしているだけでなく、物流の寸断によって、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

また、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線においては、企業進出の活性化や観光客数の増加など、地域経済への波及効果が現れていることからも、地方において人口減少を克服し、将来にわたって活力ある社会を維持するためには、観光振興・企業進出・雇用増大など、効率的な人流・物流による生産性向上に寄与する道路ネットワークの構築が必要である。

については、今後も大規模災害が想定される我が国において、災害に強い国土基盤を構築するため、国家戦略として、国の責任において、高速道路ネットワークの整備を早期にかつ優先的に行うべきである。また、地域産業の活性化を図る上でも、国において、高速道路ネットワークの整備を推進することにより、地域格差の是正や地方創生の取組を支えるべきである。

さらに、高速道路ネットワークと一体となって地域や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が主体的かつ計画的に道路整備を実施できるよう、道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきであり、次の事項について強く要請する。

【提案】

1 高速道路ネットワークの早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには、依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在していることから、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、災害に強い国土づくりを推進するため、また、日本海側と瀬戸内海側の連携を強化するとともに、地方創生の取組を支え地域振興に寄与するため、事業中区間の

一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間については、高速道路ネットワークが本来有するべき安全性や定時性の確保とともに大規模災害時など防災上の観点から、4車線化を早期に実施すること。特に課題を有する岡山米子線、山陰道、広島浜田線などの暫定2車線区間については、本年夏に策定される「高速道路における安全・安心計画（仮称）」において、優先的に4車線化等を実施すべき区間として抽出すること。

また、現在整備中の付加車線の早期完成を図るとともに、このたび防災・減災対策として4車線化等が実施されることとなった広島呉道路及び岡山米子線などの区間についても早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの当面の対策として、ワイヤロープによる上下線の分離等の安全対策を講ずること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいため、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講じること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

高速道路ネットワークと一体となって、地域の交流・連携の強化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上に資するとともに、大規模災害時には緊急輸送道路や迂回路としての役割も果たす地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備を促進すること。

4 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平成31年4月に、全国3万5千キロメートルの供用中道路が「重要物流道路」として指定され、さらに今年度中に事業中及び計画中の路線が指定されることとなっているが、この指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、重要物流道路の代替・補完路も含めて補助事業等による重点支援を行うこと。

5 安全・安心で災害に強い道路の整備促進

道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時に本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

また、道路利用者の安全確保のため、落石防止等の安全対策を一層促進すること。

さらに、滋賀県大津市で発生した園児死亡事故など、歩行者が巻き込まれる交通事故が多発しており、通学路はもとより未就学児の園外活動ルートも含めた歩行空間の安全対策を早急に行う必要があるため、国において統一的な安全対策の技術指針を策定した上で、本年度中に防災・安全交付金の追加配分などによる緊急対策を行うとともに、来年度以降も防災・安全交付金の総額を拡大した上で重点配分

を行うこと。

6 道路整備のための予算確保

国、地方がそれぞれの役割に応じて災害に強い国土づくりのための道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を確保するとともに、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設すること。

とりわけ、社会資本整備総合交付金については、地方が主体的かつ計画的に道路整備を実施できるよう、国費の配分基準を明確にし、地方の実情に即した配分とともに、交付金の県・市町村配分については地方が主体的に行えるよう配慮すること。

なお、東日本大震災からの復興に必要な予算については、中国地方をはじめ全国各地の道路整備を計画的に推進するためにも、引き続き通常予算とは別枠で確保すること。

6 港湾整備事業の推進

(総務省、財務省、国土交通省)

【理由】

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本である。近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を進めるため、積極的な施設整備や制度の充実を図り、中国地方における国際物流拠点としての国際競争力を高めていくことや、近年期待の高まる観光・交流拠点としての強化が必要である。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて、南海トラフ巨大地震による大規模かつ広範囲な災害の発生が危惧されるなか、災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。

このためには、港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

さらに、国際的港湾保安対策の要請の高まりから、港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域の目覚しい成長を取り込み、中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、必要な予算を確保するとともに、臨海部の賑わい創出による都市の再生や、循環型社会の構築を通じて、うるおい豊かな生活環境の実現を図る観点から、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

2 国際バルク戦略港湾の推進及び日本海側拠点港の形成

資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、安価かつ安定的な輸送を実現するため、「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮して制度を設計し、推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力の強化及び太平洋側港湾との機能分担・相互補完による災害時におけるリダンダンシーを確保するとともに、日本海地域の経済発展に貢献するため、日本海側の航路拡大を一層推進するため「日本海側拠点港」に選定された下関港、境港、浜田港の港湾機能の充実・強化を図ること。

3 地方港湾の整備充実

生活関連施設や観光拠点としての機能を持つ地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾にあっては、地域の産業や生活、観光を支える基盤整備が必要であることから、当面、国の公共事業予算の配分基準の見直しを行い、港整備交付金制度、社会資本整備総合交付金制度の拡充を図るなど、地方が必要とする港湾整備を促進すること。

4 クルーズ船の受入環境の充実・強化

「訪日クルーズ旅客 500 万人時代」に向けた施策を展開し、クルーズ振興による地域活性化を図るために、港湾におけるクルーズ船の受入環境改善等の整備とともに、港湾へのアクセスの充実強化を推進すること。

また、今後の増加が見込まれるとともに、寄港する地域等への大きな経済効果が期待されるスーパーヨットの受入環境の整備を推進すること。

5 維持修繕事業の充実

(1) 既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに、最有効活用を図る観点から、港湾管理者が維持管理計画に基づく自主的・自立的な施設管理を行えるよう現行制度の改善を図ること。

また、平成 25 年度の港湾関係法令の改正により、技術基準対象施設は定期点検が義務づけられているが、港湾管理者が行う定期点検についても、交付金等による予算措置を行うこと。

(2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

6 港湾の保安対策の充実・強化

平成 14 年 12 月の IMO (国際海事機関) における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策を的確に実施するため、港湾管理者が実施する保安体制の充実・強化を図る上で負担軽減となる支援制度の創設などを検討すること。

7 地方交通基盤の整備

(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省)

【理由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は、地域住民の安定した生活を確保し、定住条件を確立するのみならず、国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また、東日本大震災を契機として高速鉄道網の補完性・代替性(リダンダンシー)の確保の重要性が改めて認識され、高速鉄道網の整備は、西日本のリダンダンシーの確保のため、また、中国地方のみならず四国地方を含めた新たな経済文化圏を形成し、活力を高めるために必要である。

高速道路の料金引下げは、広域的な交流・連携を促進し、地域の活性化につながる半面、本四間フェリーなど他の交通機関に大きな影響を与えており、事業者が持続的に経営できるよう、支援措置が必要である。

各県の地方空港は、それぞれの地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方による努力だけでは維持が困難な路線もある。

地方空港の国際化や利用者のニーズ、さらには今後の利用客の増大に対応するため、空港施設の拡充・整備が必要であるが、「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」において、地方空港整備のための財政措置が抑制されている。

加えて、施設の老朽化対策、耐震化・浸水対策や、C I Q(税関、入国管理、検疫、動物検疫、植物検疫)体制の整備・充実が不可欠である。

また、境港や浜田港などは、韓国、中国、ロシアなどに向け地理的な優位性があり、北東アジア諸国を結ぶ玄関口(ゲートウェイ)として、環日本海貨客船やR O／R O船が就航しているが、各国の通関制度、手続に違いがあるなど、効率的な国際物流を進める上で障壁が多い状況である。

さらに、近年の東アジア地域での国際クルーズ需要の拡大で、大型の国際クルーズ船の寄港が年々増加し、今後も増加していく見込みであり、これに対応するC I Q体制や、観光客を迎えるために必要な周辺環境を整備することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 JR在来線の輸送力の増強

JR在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上を促進すること。

2 地方鉄道の維持・高速化

地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生対策が進められている間などの特別な事情に配慮した措置を講じること。

また、地方鉄道の維持、活性化のため、地方鉄道の高速化に向けた国の助成制度の拡充を行うこと。

3 高速鉄道網の整備

山陰における新幹線については、中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るため、また、今後の大規模災害に対応できる国土基盤を構築するため、山陽側と山陰側が相互に補完しあう複軸型国土構造への転換を図るよう具体的検討を行うこと。また、新幹線実現までの段階的な整備として、在来線のさらなる高速化を図る際の建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

4 地域の実情に応じた生活交通の確保

バス路線等生活交通の維持・確保のため、法制度のあり方の検討も含め、地域の実情を踏まえた必要な措置を講じること。

また、乗合バス等の利用が困難なため、タクシーを利用せざるを得ない場合もあることから、タクシー利用料金の支援をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援をすること。

さらに、生活に必須の移動等への適用が期待される自動運転技術について、高齢化や人口減少が著しく、また自家用車への依存度が高い中山間地域での社会実装が進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

5 地方鉄道への支援

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や鉄道軌道安全輸送設備等の整備に向け、支援制度の充実・強化を図るとともに、十分な予算の確保を行うこと。

6 畦島航路の維持

離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

7 フェリー等への支援

国の高速道路等の料金施策や、S0x 規制強化に伴う燃料価格の上昇により影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。

また、地方が当面の措置として単独で支援策を講じる場合も、国の責任において、適切な財政措置を講じること。

8 地方空港の施設拡充及び整備の促進

就航率の向上、運航遅延の解消等のため、空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し、地方空港の施設拡充・整備を促進すること。

9 空港機能の健全な保全

滑走路等の空港基本施設、アクセス施設（トンネル・橋梁）、護岸等の耐震化・浸水対策を促進するとともに、老朽化した既存施設の適切な維持・更新により空港機能を健全に保持すること。

10 地方航空路線の維持

- (1) 地方航空路線を維持するため、地元自治体が取り組む事業について、新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を負うとともに、運航事業者も含めた協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

11 C I Qなどの受入体制の整備

- (1) 空港の早朝・夜間の混雑時をはじめ、国際チャーター便の就航時や港湾の大型国際クルーズ船入港時に柔軟な対応が図られるようC I Q体制を整備し、要員の強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下、C I Q退職職員の効率的な再雇用を図るとともに、広域的・効率的な活用やその仕組みづくり等、具体的な改善策を早期に樹立すること。
- (2) 港でのおもてなし等の受入体制を万全にするために、周辺環境等の整備に対する支援措置を拡充すること。

12 国際物流環境の整備

- (1) 北東アジア各国間において、C I Q体制を充実させるとともに、迅速な手続を確保すること。
- (2) 特に、ウラジオストク港において、通関手続の透明化と迅速な対応について、ロシア政府に働きかけること。

8 畦島・中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・汚水処理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであり、平成24年6月の法改正による離島振興施策の基本理念及び国の責務の明確化などを踏まえ、引き続き国において離島地域の振興を推進することが必要である。

さらに、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担つてのことから、国の責務において必要な施策を策定、実施することが必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 離島地域に対する支援施策等の充実・強化

離島振興法において、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を果たしていることや、離島振興に必要な施策を国の責務において実施することなどが明確化されたことを踏まえ、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、有人国境離島地域については、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関を設置するなどの施策を講じるとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために必要な施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

4 都市住民の交流や移住の促進

都市住民の中山間地域との交流や移住を促進するため、中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業による中山間地域における社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

5 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

6 企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

7 野生鳥獣被害防止対策の充実

中山間地域においては、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いている、地域住民は被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科

学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。

特に、鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、十分な予算を今後も安定的に確保するとともに、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

また、「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、必要な経費について確実な財源措置を講じること。

8 農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、検討を進めること。

また、森林については、森林経営管理法に基づく市町村による森林経営管理制度が円滑に運用されるよう、市町村が事業を実施するうえで必要な情報が市町村において確実に共有できる制度設計を行うこと。

9 高校における教育環境の整備

中山間地域の高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置と、ＩＣＴ支援員の配置を含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。

10 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11 地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体であることから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

12 「小さな拠点」の形成

「まち・ひと・しごと総合戦略」にも掲げられた、いわゆる「小さな拠点」の形成については、今後の離島・中山間地域対策の一つの方策となるものであり、地域や市町村の意向をしっかりと踏まえ進めていくこと。

また、条件不利地域において、生活機能を確保していくための仕組みの構築や地域資源を活用した産業の振興については、相当の時間と労力がかかることから、中長期的に十分な予算額の措置を行うこと。

9 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

【理 由】

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域である。また、食料の供給、水源のかん養、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、地球温暖化の防止等の多面的な機能を担う国民共通の財産であり、国民のよりどころとなる資産として、未来の世代に引き継いでいく必要がある。

しかしながら、若年者の流出による人口減少と少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退による地域格差の拡大、医師不足やいわゆる小規模高齢化集落の増加など様々な問題の発生により、地域の社会機能の維持が困難となる地域が拡大しつつあるので、新たな法律を制定し、引き続き、総合的な対策を講じる必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

平成12年に施行された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年と平成24年の法改正により法期限が令和2年度末まで延長されてきた。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和2年度末に失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

このため、国においては、国全体が人口減少・高齢化社会に突入する中、新たな視点からの過疎対策の在り方などの諸課題について、新たな法律を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。

10 地域情報化の推進

(内閣官房、総務省)

【理由】

活力に満ちた地域づくりを進めるため、情報通信技術を住民生活や生産活動に関する様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「世界最先端デジタル国家創造宣言」に基づき、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安心して暮らし、豊かさを実感できる社会の実現などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提として、地理的情報通信格差の是正を図るとともに、安全性の高い情報通信基盤の整備など地域情報化の推進に対して、国による一層の支援が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提案】

1 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されたが、本制度に関し、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭するため、制度の安全性や信頼性を、國民に丁寧かつ十分に説明すること。

特に、本年6月から試行運用が開始された日本年金機構等との年金関係の情報連携については、市町村等の窓口業務において混乱が生じることのないよう、制度の内容等についての周知に万全を期すること。

2 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度を拡充するほか、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む。）に係る支援策を講じること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、市町村が実施する地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債等の起債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できることにする。

また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡大などにより初期費用の負担軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講じること。

4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図ること。

5 I C T の利活用の推進

教育・医療分野の情報化など地域において I C T を活用した先進的な取組が広く展開されるよう、モデル事業などの充実を図ること。

また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向けた具体的な方向性を実現するための施策を検討するとともに、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないよう、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための適切な措置を講じること。

7 第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に対する支援の実施

産業や生活等の質を飛躍的に高める第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に向け、基地局・光ファイバ網等の通信基盤の早期整備及びサービス開始の促進を図ること。特に、条件不利地域においては、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、国庫補助事業の拡充や自治体負担分に対する十分な財政措置など、万全の対策を講じること。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決・改善や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を行うこと。

11 訪日外国人旅行者の誘致促進

(法務省、国土交通省、観光庁)

【理 由】

中国地方は、中国、朝鮮半島に近接した地理的優位性を背景に、古くから東アジアとの文化・経済に関する深い関わりを有し、東アジア各国との国際航空路線やフェリー航路が就航している。また、日本海や瀬戸内海をはじめ、豊かな自然環境や景観に恵まれ、伝統芸能や食文化、世界文化遺産など全国に誇れる地域資源を多く有している。

一方で、中国地方への訪日外国人旅行者の全国の宿泊者数に占める割合は2パーセント程度にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

そのような中、東京2020オリンピック・パラリンピックを千載一遇の好機として、観光立国を一層強力に推進するため、「観光ビジョン実現プログラム2019」が決定されたところである。

オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、全国へ波及させ、また、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人達成に向け、中国地方の多様な地域資源、特色を活かした新たな広域観光を創出・発信し、中国地方が一体となって国内外の観光客の誘致促進に取り組むため、次の事項について、強く要請する。

【提 案】

1 「観光ビジョン実現プログラム2019」の着実な推進

(1) 訪日外国人旅行者の地方部への来訪及び広域的な周遊観光を促進するために、各DMOが取り組む事業を支援する「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」について、令和2年度以降も継続すること。また、地方が連携して広域的に実施する「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」について、予算額の拡充を行うこと。

(2) 訪日外国人旅行者に質の高いおもてなしを提供できるように、公共交通機関や観光施設等における無料Wi-Fiの整備、観光施設等における多言語対応やトイレの洋式化、観光案内所の機能・連携強化、ムスリム旅行者への対応、免税店の拡大など、受入環境整備に対する支援を行うこと。

2 「日本版DMO」に対する支援

世界水準のDMOの形成と育成を図るため、海外のDMO先進地等の調査・研究をさらに進めるとともに、「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

3 国際観光旅客税の地方への配分

国際観光旅客税について、法の趣旨に鑑み、自由度の高い財源として「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

4 観光立国に向けた空港・港湾における訪日外国人旅行者の入国手続改善等

- (1) 観光立国確立に向け、空港においては国が掲げる20分以内の入国審査時間を見直し、港湾においては大型クルーズ客船寄港時の入国審査時間を短縮するため、訪日外国人旅行者のスムーズな入国審査に必要な人員の確保や、審査用業務端末の拡充等を行うこと。
- (2) 今後のさらなる訪日外国人旅行者の増加を図るため、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡充、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。

5 サイクリングを活用した観光振興に対する支援

中国地方及び四国地方が連携して魅力的なサイクリングエリアの実現に向けた取組を進めており、国内外からの観光旅客の来訪の促進や地域の活性化に資する取組を推進するため、サイクリストを受け入れる環境整備やサイクリングコースの情報発信に対して支援すること。

6 多様なニーズに対応した宿泊サービスの提供に対する支援

古民家活用による宿泊サービス等、地域資源を活用し旅行者の多様なニーズに対応する地方の取組について積極的に支援すること。

IV 社会・文教関係

12 保健・医療・福祉の充実等

(内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

【理由】

急速な少子・高齢化の進行を背景に、認知症や寝たきりなど要介護者が増加する中で、すべての人が健康で安心していきいきと暮らせる社会を実現するためには、介護保険制度の円滑な運営、認知症高齢者対策や高齢者の住まいの確保対策の充実、さらには健康な高齢者が地域社会を支える役割を積極的に担うシステムづくりが必要である。

また、国においては、いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した国民健康づくり運動（健康日本21）を平成12年度から推進されているが、この運動の目標を達成するためには、国・地方を通じ、行政や民間等多様な実施主体の連携による健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

医療費適正化の推進については、各都道府県において第三期医療費適正化計画に沿った取組を保険者、医療機関及びその他関係者と連携、協力して進めることが必要である。

介護保険制度については、平成30年度に制度改革が行われたが、安定的な運営を推進するためには、介護人材の確保に向けた従事者に対する処遇改善等への的確な対応や、増大する介護給付費に対応した保険料と公費の負担の在り方を含めた制度見直しが必要である。

国民健康保険制度の改革については、国は、将来にわたって持続可能な制度を構築するために必要な財源を確保する必要がある。

障害者施策については、平成25年4月に、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行されたところであるが、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すとともに、地方公共団体が安定的に事業実施できるよう必要な財源措置を講ずる必要がある。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者基本法に定める障害者への差別禁止の原則が具体化されたところであるが、音声言語中心の社会はろう者の情報取得や意思疎通を阻む原因となつており、ろう者が暮らしやすい環境づくりを進めるためには、手話に関する個別法の制定が必要である。

平成27年4月から施行された子ども・子育てに関する新たな支援制度については、実施に伴い必要となる財源の確保を確実に行うとともに、地方の実情に応じた制度とする必要がある。

子育て支援施策については、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくことが極めて重要な課題である。とりわけ、合計特殊出生率は依然として低い水準

にとどまっていることを踏まえ、国・地方公共団体・事業者が一体となった総合的、計画的な少子化対策を一層推進していく必要がある。

社会的養育については、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」の基本的な考え方によれば、子どもの最善の利益を実現するため、子どもの家庭養育優先原則に基づき、市区町村を中心とした支援体制の構築、児童相談所の機能強化と一時保護改革、「家庭と同様な養育環境」原則の徹底、施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、里親への包括的支援体制の構築、子どもの自立支援の徹底等、平成28年改正児童福祉法の理念を実現するための新たな方向性が示されたが、具体的な施策の実施にあたっては、安定した財源の確保が必要である。

また、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児の自立支援のさらなる強化に向けて、児童虐待防止対策総合強化プラン（新プラン）や改正児童福祉法等で示された児童相談所や市区町村の体制強化等をはじめとする児童虐待防止対策を着実に推進するための財源確保も不可欠である。

DV被害についても、依然として多くの相談があり、迅速かつ広域的に対応できる体制を構築していくことは極めて重要な課題となっている。DVに関しては、広域的な対応が必要であるとともに、基本的人権を保障する上で国レベルでの統一した基準を設け、ナショナルミニマムを確保する必要がある。

併せて、DV被害者を一時保護する民間シェルターへの支援や加害者を更生させるプログラムの調査研究の推進など、DV被害者支援施策の充実も必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる今世紀にあっては、高齢者を豊かな経験と意欲を持つ者としてとらえ、生涯を通じた地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要がある。

こうした生涯現役社会の実現に向け、中高年からの健康づくりや社会参画の仕組みづくりについての省庁横断的な具体的対策を策定すること。

2 認知症高齢者施策の充実

(1) 認知症高齢者の大幅な増加に対処するため、発症予防や治療に関する調査研究の積極的な推進、医療・介護現場の実態を踏まえた人材の確保と資質向上、地域における支援体制の構築に向けた、具体的な施策の検討を行うとともに、診療報酬や介護報酬への適切な評価についても検討を行うこと。

(2) 認知症介護指導者養成研修については、今後、受講者の増加が見込まれることから、研修機会の拡大とともに、研修場所の地理的な配慮など受講者の負担軽減を図ること。

(3) 行方不明となった認知症高齢者等を早期に発見するため、地域で見守る環境づくりや広域連携の取組に対する支援を行うこと。

3 高齢者の住まい対策

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅については、利用者処遇が適切に確保できるよう設備、人員等基準について、具体的な基準の解釈を示すなどの方策を講じること。

4 介護保険制度の円滑な運営のための支援等

(1) 介護サービスに従事する介護職員や看護職員等の人材確保や定着のため、職員の配置状況など現場の実態を把握し、都道府県と情報共有するとともに、就労促進に向けた介護職のイメージアップや介護職場の環境改善を進める対策を講じるとともに、適正な介護報酬の改定を通じて処遇改善を図ること。

また、平成29年4月の介護報酬臨時改定においては、従来の処遇改善加算にさらに上乗せされた区分が創設されたところであるが、次期改定以降においても、介護職員の賃金水準を適正に評価した報酬となるよう、引き続き制度の維持を図ること。

(2) 今後も、高齢化の進展に伴い、保険料や公費負担の増加が見込まれるため、介護保険財政の将来見通しを示すとともに、国の責任において介護保険制度を持続可能なものとすること。

(3) 医療が必要な要介護者の受け皿として新たに介護医療院が設立されたところであり、今後は療養病床からの転換が進んでいくと想定される。

一方、医療療養病床から介護医療院等への転換が急激に進めば、介護保険財政に大きな影響を与えると想定されることから、介護保険料の高騰や保険者負担の増大を招かないよう、国の責任において適切な財政措置を行うこと。

(4) 離島・中山間地域においては、訪問・送迎のためにかなりの移動を要するため、介護サービス提供の効率が悪く、事業者が採算を確保するにあたり大きな負担となっており、事業者の参入が進まない要因の一つとなっている。

介護サービス提供体制を安定的に確保するため、介護報酬の更なる上乗せや公費負担による対応を図ること。

5 保健・医療・福祉施策の充実

(1) 壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。

(2) 医療従事者の安定的確保のため、医師をはじめとして、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。

(3) 生活福祉資金貸付事業「不動産担保型生活資金」について、不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関を整備するとともに、貸付元利金が回収できない場合の国による原資補てんを行うこと。

(4) 介護保険や医療保険における低所得者への負担軽減制度については、社会保障

制度改革における議論の中で、抜本的な対策を検討すること。

- (5) ひきこもりやニートなど社会参加・自立が困難な子ども・若者等に対する相談・支援体制を整備・運営するため、市町村や民間の支援機関への財政支援の拡充など、支援施策を充実すること。
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画による障害福祉サービス等の整備を計画的かつ確実に実施できるよう、また、施設利用者の健康で安全な生活を確保するため、必要となる施設整備に係る財源を確実に確保すること。
- (7) 大阪北部を震源とする地震を踏まえ、保育所など児童福祉施設等におけるブロック塀等の安全対策のための改修・改築を着実に実施できるよう、支援制度の拡充や創設など、必要な財政措置を講じること。

6 健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

- (1) 効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。
- (2) 「健康日本21」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。
- (3) 生涯を通じた健康づくり支援等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

7 特定健康診査・特定保健指導の充実

- (1) 特定健診の評価や特定保健指導の方法について科学的な実証の積上げを行い、地方自治体等に対し、情報の提供を行うこと。
- (2) 受診率向上のため、受診内容が受診者にとって魅力的なものになるよう科学的根拠を踏まえつつ健診項目を見直すこと。
- (3) 健診や保健指導のデータを早期に地方自治体で利活用できるようデータ集計の流れを改めるとともに、国での分析結果を早期に還元し、施策の企画立案や行政指導に活用できることにする。

8 がん対策の推進

- (1) 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含む「がん検診の実施範囲」について、がん対策基本法に検診実施主体を明記するなど、法的に明確に位置付けること。
また、検診実施者間の情報共有が可能となるよう、法整備を行うこと。

- (2) 全国がん登録情報等の解析により、がん罹患や死亡の要因分析をはじめとするがん対策の研究を促進すること。
- (3) がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図ること。また、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実に行うこと。
- (4) 子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、エビデンスに基づくワクチン接種に関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、ワクチン接種についての正しい知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

9 予防接種実施支援の充実

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは平成25年度から、水痘ワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチンは平成26年度から、さらにB型肝炎ワクチンは平成28年度から定期接種の対象となった。については、厚生労働省で検討が進められている残りのワクチン（おたふくかぜ及びロタワクチン）についても、早期に結論を出すこと。
- (2) 定期接種化される予防接種に係る費用については、全国一律に予防接種が推進されるよう国において適切な財源措置を行うこと。

10 ハンセン病問題対策の推進

- (1) ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。
- (2) ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても充分な支援・協力を行うこと。
- (3) ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じるとともに、各療養所の将来構想の実現に向けて全力で取り組むこと。

11 障害者施策の充実

- (1) 障害児の利用者負担を算定する際の世帯の範囲が、世帯全員とされているのに対し、障害者の利用者負担の場合は本人及び配偶者とされており、また、保育所の保育料の場合は原則として保護者とされ、不均衡が生じている。については、障害児の利用者負担を算定する場合の世帯の範囲も保護者のみとすること。また、障害児通所支援に係る利用者負担については、多子軽減措置の制度において、障害児通所支援を利用していても減免の対象とならないケースがあることから、軽

減対象を拡大するよう、制度内容を見直すこと。

- (2) 地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実のため、医療的ケアが必要な重度の障害児者等が必要なサービスを受けられるような報酬の設定、必要な施設整備費予算の総額確保を行うこと。
- (3) 障害児者の地域での生活や社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。
地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、これらの事業を十分実施できるようにするために、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。
- (4) 発達障害については、発達障害者支援開発事業の成果等を踏まえて、発達障害の障害特性に応じた支援を行うための障害児通所施設、自立訓練等のサービス体系の検討をすること。
- (5) 軽度・中等度難聴児については、補聴器購入に際して障害者総合支援法による公的助成の対象となっておらず、特に低所得世帯の場合、親の経済的負担は大きいものとなっていることから、補聴器購入に対する助成制度を創設すること。
- (6) ろう者の個性と人格が尊重され、手話を使いやすい社会を実現させるために、手話に関する施策について定める「手話言語法」の検討を行うこと。

12 新たな難病対策に係る国庫所要額の確保等

「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に基づき、国が負担することとなる費用については、その所要額を確保し、地方の負担が増大しないようにすること。

13 子ども・子育て支援新制度の推進

待機児童を出さないよう保育の量を確保するために、さらなる保育士等の処遇改善や保育士加配に対する加算措置の充実など、子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善に必要となる財源を確実に確保すること。

14 地域少子化対策重点推進交付金の恒久化

少子化対策については、取組をより加速するため、地域の実情に応じた切れ目がない支援を集中的に行うことが必要である。このため、地域少子化対策重点推進交付金については、当初予算への計上を継続するとともに、対象分野の拡大や国による審査事務の迅速化のほか、多くの自治体が取り組めるよう、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

15 妊娠・出産・育児に係る負担軽減の措置

- (1) 現在、自治体が独自に実施している子どもに対する医療費の助成については、国の責任において全国一律の制度を創設すること。それが実現するまでの間においては、各自治体が医療費助成を確実に実施できるよう十分な財源を確保すること。

- (2) 子どもを望む夫婦が安心して早期に不妊治療が受けられるよう、不妊治療及び不妊症検査に係る保険適用の拡大や特定不妊治療への助成額の増額、所得制限の緩和、不育症治療費に対する助成の検討を行うこと。
- (3) 社会全体で子どもを育てるという認識に立ち、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化はもとより子どもの医療費の軽減、在宅で育児を行う子育て家庭に対する支援など、国の責任において大胆な経済的支援制度を創設すること。

16 女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させるとともに、高齢社会が一層進展する中で、介護に直面する者を介護離職させないよう、介護休業制度の拡充を図ること。

税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。

さらに、女性の活躍の加速化に向けて、地方が主体性をもち、それぞれの実情に応じて、複数年を見据えた計画的な事業実施ができるよう、財源確保の措置を講ずること。

17 社会的養育における市区町村の在宅支援の充実強化

子どもの家庭養育優先原則の実現にあたっては、在宅で生活している子どもや家庭への支援の充実強化が不可欠である。子どもや家庭等に対する必要な支援を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の支援体制の構築やショートステイ・トワイライト事業の一層の充実等、十分な財源を確保すること。

18 社会的養護自立支援の充実

児童養護施設等に入所する児童に対する就職に有用な自動車運転免許等の資格取得や大学等への進学に対する支援の充実や代替養育を受けた子どもには18歳を超えても継続して支援がなされるよう既存の社会的養護自立支援事業の一層の充実を図ること。

19 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに、児童相談所の管轄人口割に基づく児童福祉司及び市町村との連携強化のために配置する市町村支援児童福祉司の配置基準のさらなる充実や施設の高機能化・多機能化等を図るための新たな支援メニューの充実等、児童相談所、市町村及び児童養護施設等の体制強化に必要となる財源措置のさらなる充実を図ること。

また、改正児童福祉法等で求められる児童相談所への弁護士や医師の配置については、地方によっては偏在が大きく、児童虐待に精通した人材の確保が困難である状況に鑑み、非常勤や兼務による配置を認めるなど、地域の実情に応じた配置のあり方を認めること。

20 DV被害者支援の充実

- (1) DV被害者を一時保護する民間シェルターや一時保護施設退所後のDV被害者の自立準備に向けて、各自治体が設置・運営する、施設（ステップハウスなど）で行う支援について、施設を設置する民間団体や自治体が一定の水準を確保できるよう、技術的・財政的支援を講じること。
- (2) DV被害者支援の広域対応や、被害者支援を行う民間団体に対する必要な援助を講じやすい環境を創出するため、財源も含めた対応策の再検討を行うこと。
- (3) DV被害の未然防止及び再発防止のため、加害者を更生させるプログラムの調査研究を進めるとともに、加害者更生について、国の制度として位置付けることを検討すること。

21 持続可能な国民健康保険制度の構築

- (1) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。
- (2) 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。
- (3) 地方自治体が子どもに対する医療費の助成を実施した場合の国民健康保険制度における国庫負担金等の減額調整措置は、対象年齢を限定することなく即刻廃止すること。また、減額調整措置は、子ども以外にも身体・知的障がい者やひとり親家庭などへの助成に対しても行われており、全面的に廃止すること。

22 医療費適正化の推進

- (1) 医療費適正化の推進については、国はその役割と責任を果たした上で、都道府県等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施できるよう、財政措置を含めた必要な支援を行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。
- (2) 基本方針で示された算出方法による医療費の見込み（推計値）が目標となることがないよう、また、推計値に至らなかった場合にペナルティが生じることがないよう、その数値の取扱いを明確にすること。

23 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、

メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り、廃棄処分を最小限にすること、運用体制を効率化すること。

13 医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

【理由】

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中、持続可能な社会保障制度の確立を図る必要がある。

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月29日に公布され、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国においては、引き続き国民健康保険制度の財政上の課題解決に取り組んでいく必要がある。

また、医療提供体制については「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月25日に公布され、都道府県は地域医療構想を策定し、より効率的で質の高い医療提供体制を構築していくことが求められているが、その実現に向けては、国としても国民や関係機関に十分な説明をする必要がある。一方、地域によって後期高齢者の人口構成や医療を取り巻く事情は異なることから、地域の実情に応じた対応が必要である。

医師の地域偏在や診療科偏在、看護職員不足は、健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供に極めて深刻な影響を及ぼしている。こうした問題は地方だけでは解決できないことから、国において積極的な対策を講じていく必要がある。

がんについては、中国地方において、死亡原因の第1位であり、各地域でがん対策を着実に進めるためには、がん診療の拠点となるがん診療連携拠点病院等の指定を進めていく必要があるが、医療従事者等の不足のため、がん診療連携拠点病院等の指定要件の充足が困難な医療機関があり、地域の実態に即した弾力的運用が必要である。

また、「がん登録等の推進に関する法律」に基づく全国がん登録については、平成28年1月から開始されたが、地方自治体における事務や全ての病院が行う届出等の実務が円滑に実施されるためにも、より一層の登録業務従事者の人材育成等の体制整備及び適切な財源措置が必要である。

さらに、薬物療法や放射線治療等を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少ないなど、これら専門医や外科医の養成・確保は急務である。

救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 医療保険制度の見直しへの対応等

(1) 国民健康保険制度の安定運営

平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)における合意に基づく必要な財源を令和2年度以降も確実に確保すること。

また、国は将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

国民健康保険制度改革に伴い必要となる国保事業費納付金等算定標準システムの経費等、この度の制度改革に伴い今後も必要となる経費は、令和2年度以降も国が責任を持って全額措置すること。

(2) 医療費の適正化の推進

医療費適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切な対策を講じるとともに、保険者に対する確実な財政支援措置を継続すること。

併せて、特定健診・特定保健指導による医療費への実証ある適正化効果を明らかにすること。

第三期医療費適正化計画の推進に当たっては、後発医薬品の普及や特定健診、特定保健指導の実施率向上など、計画に沿った取組が着実に実施できるよう必要な支援を行うこと。

(3) 後発医薬品の普及促進

後発医薬品の使用が促進されるよう、後発医薬品に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、品質確保対策の拡充や供給体制についての産業界への指導を引き続き行うこと。

2 医師等の確保対策の推進

(1) 医師偏在の是正に向けた対策の強化

国においては、医療法及び医師法が改正され、医師の偏在解消に向けた都道府県の役割が強化されたところであるが、施策の推進にあたっては、都道府県の意見が反映されるようにするとともに、財政措置を含めた十分な支援を行うこと。

また、医師確保計画の策定にあたり国が算定し提示する医師偏在指標と、それに基づく医師少数区域等の区分は、限られた一定の条件で全国を相対的に比較したものであり、地域に必要な医療提供体制を十分に捉え切れていないため、地理的条件や診療科の偏在等、地域の実情を十分に反映させるものとなるよう、見直しを行うこと。

併せて、地方の医師不足の背景には、国の医療制度と大都市部への人口と資本の集中といった構造的な課題があることから、国においては、地域及び診療科における医師の偏在解消に向け、実効性の高い制度の創設を行うなど、医師偏在対策を主体的に検討するとともに、県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を

行えるよう、責任を持って支援すること。

医師少数区域等で勤務した医師を国が認定する新たな制度については、へき地等の勤務でも認定できるよう地域の実情に応じたものにすること。また、認定された医師を管理者の要件とする病院を地域医療支援病院など国が指定するものに限らず、すべての病院に拡大するなど実効性のあるものとすること。

(2) 診療報酬の充実、医師の勤務条件の充実

産科、外科、小児科などの特定診療科の医師やへき地医療、救急医療などを担う医師が確実に確保できるように、医療費の負担の在り方を考慮しつつ、実効性のある診療報酬の見直しを行うこと。

なお、医療従事者の手厚い配置に向けた指導や診療報酬等による誘導策は、就業環境の改善や、より質の高い医療の提供につながるものと考えられるが、対応を委ねられる個々の医療機関にとって、医師や看護師の確保が極めて困難な状況の中で、直ちにその実現を図るのは至難であり、国において、こうした実態を踏まえ、計画的・段階的に改善を図る取組を検討すること。

(3) 地域医療等に関する医学教育の取組

地域医療を担う医師の重要性に鑑み、必修化も含め大学医学部における地域医療教育を充実すること。

また、地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。

(4) 医師の適正配置

産科、外科、小児科やへき地医療、救急医療など医師が不足する分野に誘導する仕組みを構築すること。

(5) 医学部臨時定員の継続

医学部臨時定員については、機械的に推計した将来の必要医師数のみを根拠に検討するのではなく、医師の地域偏在、特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び医師の高齢化の進展など、地域医療の実態を十分に把握した上で、その必要性について慎重に議論すべきである。

特に、大都市と比べ地方では医師数が圧倒的に少ないという事実に鑑み、深刻な医師不足を抱える地方における医学部臨時定員による地域枠を継続すること。

併せて、奨学金制度については、都道府県が地域の実情に応じて制度設計ができるよう、十分な財政措置を行うこと。

(6) 臨床研修病院の質の担保

医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県に移管されたが、一定水準の医療の質を担保するためには、国の関与が必要であり、指定基準の提示等、都道府県に対する技術的支援や、事務に必要な人員・財源の移管も併せて行うこと。

(7) 女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の多様な就業体制を整備するとともに、離職者のため

の再就業支援のさらなる充実を図ること。

(8) 病院勤務医師の勤務環境改善への取組

救急医や産科・外科・小児科医などは、特に病院勤務医の就労環境の改善が急務である。このため、医師や看護師・助産師の増員、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直し等、財源を含めた支援策を検討すること。

また、開業診療所医師に対する、救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

なお、医師の働き方改革については、地域医療の崩壊を招くようなことにならないよう地域医療への影響等を十分考慮した上で、推進するとともに、都道府県が担う役割についても十分意見を聞いた上で、制度設計を行うこと。

(9) 中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め、中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として、当該地域での従事医師に限定した国内外での長期研修制度等を創設すること。

(10) 医師偏在の是正につながる専門医制度の見直し

平成30年度に開始された新たな専門医制度においては、一部地域の病院に研修医が集中し、医師不足地域の状況の悪化が懸念される。医師の地域偏在・診療科偏在につながらないよう、地域の実情や意見を踏まえた研修定員の設定を行うなど、国が責任を持って必要な措置を講じること。

特に、国と日本専門医機構が提案している新たなシーリング案は、全国一律に同じ算定方式を適用しているため、医師の絶対数が少ない地方において十分な専攻医の確保ができず、地域医療の崩壊を招く恐れがあることから、専門研修プログラムの募集定員については、大都市部とその他の地域のシーリング算定方法を分けて設定するなど、地域医療に支障を来さないような仕組みとすること。

(11) 看護職員の確保対策の推進

看護職員の養成、勤務環境改善による離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実を図ること。また、勤務環境の改善や医療安全の観点から、夜勤の拘束時間等の実態を把握し、適切な夜勤の拘束時間等について指針を示し、拘束時間や夜勤回数について実効性のある改善が図られるよう医療機関の体制整備を支援すること。

(12) 地域医療構想に基づく施策の実施

地域医療構想を進めていくにあたっては、国が目指す将来の医療提供体制について、改革の必要性も含め国民に十分説明し、理解を得ること。

特に、医療法の改正により、国民に医療を適切に受ける努力義務が課せられたが、国民の理解と協力を得られるよう、積極的な情報発信や啓発活動など取組の推進を図ること。

また、在宅医療体制確保等に向けた施策の実施について、財源措置も含め国が責任をもって対応すること。

(13) 地域医療介護総合確保基金

地域医療介護総合確保基金について、地域の実情に応じた取組が可能となるよう柔軟な制度とすること。また、離島や中山間地域では、在宅医療を含む地域医療体制の整備や医療従事者の確保が重要な課題となっており、基金の配分に当たっては、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備に重点化することなく、こうした都道府県の実情に応じた配分を行うこと。

(14) 医療提供体制整備の推進

ドクターヘリの運航、救命救急センターや周産期母子医療センター等の運営は、地域医療の水準を維持するための重要な事業であり、継続的に実施する必要がある上、医療機関の施設・設備の整備も計画的に推進していく必要があることから、国においては、それらの事業の財源として充当される補助金の十分な予算を確保すること。

3 がん医療の充実

(1) がん診療連携拠点病院等の指定

がん診療連携拠点病院等の指定更新に当たっては、地域の専門的医療従事者の不足などの実情を踏まえ、弾力的運用を行うこと。

(2) 全国がん登録と予算確保

平成28年1月から実施している全国がん登録について、長期にわたり安定した運用が図られるよう、医療機関の届出実務者の育成支援（指導者研修）など必要な体制整備及び財源措置を講じること。

(3) がん医療を担う医師の育成・確保

がんの薬物療法や放射線治療を専門とする医師を育成するとともに、がんの手術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

4 メディカルコントロール体制の整備促進

(1) 気管挿管実習に対する患者の理解を促すため、引き続き、国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに、国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

(2) 救急救命士の実習受入を促進するため、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに、万一、実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

14 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(外務省、財務省、厚生労働省)

【理由】

原子爆弾被爆者は、被爆後74年に当たる今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進み、平均年齢は80歳を超え、ひとり暮らしや寝たきりなど日常生活に支援を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者援護対策には解決すべき多くの問題が残されている。

については、次の内容について提案する。

【提案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実強化すること。

1 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところであるが、現在も訴訟が続いていることから、行政認定と司法判断との乖離が解消されていない状況にあることから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の趣旨やこれまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、引き続き必要な見直しを行うこと。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行うこと。

2 介護施策の拡充強化

訪問介護利用被爆者助成に係る所得制限を撤廃するとともに、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するなど、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講じること。

3 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響によりがんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要性がますます高まっていることから、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容については、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査の健診項目を追加するなど、健診項目の充実を図ること。

4 原子爆弾小頭症患者の支援

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから今日まで、重い障害に苦しみ続けているとともに、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を

営むことが困難となっている。

については、国において、原子爆弾小頭症患者の生活実態を理解し、生涯にわたり安心した生活が営めるよう、実態に即した支援を推進すること。

5 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、特に耐震化を図るとともに、老朽化に対応するため、より一層の助成措置を講じること。

6 医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、被爆者の高齢化に伴い、多大な財政負担が生じている中、老人保健事業推進費等補助金（原爆分）の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。

については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性に鑑み、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じること。

さらに、国の責任において対策が講じられている被爆者援護の事務に対しては、国において必要な人件費を負担すること。

7 在外被爆者の援護の推進

（1）在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできた。

また、本年4月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となり、限定的ではあるが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところである。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行うこと。

（2）在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行うこと。

さらに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなってきてることから、在外公館等において、支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと。

8 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

については、平成28年度から多発性骨髄腫検査が追加されたが、引き続き被爆二世の置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。

15 学校教育の充実等

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、国土交通省、警察庁)

【理 由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、21世紀を担う子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

特に、平成22年度から、国が自らの政策判断により実施してきた高校授業料の実質無償化については、公立高校に係る交付金算定において、従来地方公共団体が行っていた授業料減免分について、地方負担が残るとともに、私立高校についても、就学支援金が創設されたものの、引き続き保護者負担が残る場合があるなど、公私間格差解消という実勢面での対応が十分図られていない状況にあった。

こうした中、保護者負担の公私間格差解消等を図る観点から、平成26年度入学生から新たに所得制限が導入されるとともに、私立高校については、所得制限の導入と併せ所得状況による就学支援金の加算措置が実施されるなど、一定の拡充が図られたが、依然として保護者負担が残るなど、公私間格差解消までには至っていない状況である。

また、平成26年度に創設された奨学のための給付金制度についても、新たに地方負担が生じている状況である。

さらに、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

加えて、本年5月には、登下校中の児童等が死傷する事案が連続して発生したところであり、登下校時における児童生徒等の安全確保を図っていくことは喫緊の課題である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性の下、少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

2 必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、アクティブ・ラーニング等による学力向上

の推進、特別支援教育の推進、深刻化する問題行動への対応、キャリア教育の充実、地域コミュニティの核となる学校づくりの推進及び働き方改革の実現などといった様々な課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

3 公立学校の施設整備の促進

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、各自治体においては非構造部材等を含む耐震化への取組を加速化してきたが、未だ対策を必要とする学校施設が多く存在している。

このため、非構造部材等を含む学校施設の耐震化について、国庫補助の嵩上げ措置や地方財政措置のさらなる充実を図るなど、十分な財源措置を講じること。

また、学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面で不十分な施設が多く存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新（洋式化）、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。

こうしたことに適切に対応し、公立学校施設の整備を促進するため、国においても、補助率や補助単価の引上げも含め、全国の地方公共団体が計画している全ての公立学校施設整備事業が、整備計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう、必要かつ十分な財源措置を講じること。

4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高校をはじめとする私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私立学校の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、補助制度の拡充を図るとともに、事業量に見合う予算額の確保を行うなど、より一層の施策の充実を図ること。

5 高校授業料の実質無償化等

- (1) 公立高校については、従来地方公共団体が行ってきた授業料減免などの施策にかかるわらず、国の責任において、全額国負担とすること。
- (2) 私立高校については、公私間格差解消という観点から、引き続き就学支援金の拡充を図ること。
- (3) 単位制高校では、就学支援金が支給される単位数の範囲で卒業することが困難な者が多い実態があり、こうした実態に鑑み、履修単位の制限を廃止する等制度の改善を行うこと。
- (4) 獎学のための給付金制度の充実を図るとともに、全額国負担とすること。

(5) 今後、就学支援金制度等を見直す場合は、必要な情報の提供を行うとともに、地方の意見を尊重すること。また、事務手続の簡素化や準備期間の十分な確保に配慮するとともに、制度見直しに伴い生じる経費の全額について、国が財政措置を講じること。

6 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

7 登下校における児童生徒等の安全確保

不審者情報等について、警察や学校、地域住民等といった多様な関係者が情報共有し、連携して効果的な見守りや迅速な対応が実施できる体制の在り方について、国において必要な検討を行うこと。さらに、交通安全運動の推進等によりドライバーの法令遵守意識の向上を図るとともに、ガードレールや防犯カメラの設置といった事故防止・防犯に配慮した通学路の環境整備に対する財政措置を拡充する等、登下校中の児童生徒等の安全確保に向け、総合的かつ抜本的な対策を講ずること。

V 環境・エネルギー関係

16 環境保全対策の推進等

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

【理由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図ることが必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後さらに水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水处理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減の技術開発などの対策が必要である。

日本の約束草案及び気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」を踏まえて策定された地球温暖化対策計画に従い、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要がある。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持ち、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でシミュレーションが可能となり、光化学オキシダントの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。また、近年、国民の関心が高まっている微小粒子状物質（PM2.5）については、健康影響の解明が十分に進んでいないこと、特にインターネットを利用できない国民に対するPM2.5濃度等の情報提供が不十分であることから、国民の不安を解消するための対策が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要となる財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海岸に多量に漂着するごみが深刻な問題となっており、現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国等に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

また、瀬戸内海を中心に、漁業等の産業活動への影響が大きい漂流ごみや海底堆積物の問題が顕在化している中、昨年の7月豪雨災害時には、海洋に大量に流出した流木などのごみが、生活航路や災害時の緊急海上輸送を妨げるなどの課題も表面化しており、海岸漂着物と同様の対策が必要である。

地方自治体等における公園の飼養鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染し、家きんへの感染防止のため同所の飼養鳥を大量処分した事例において、防疫資機材の購入費用等は特別交付税で措置されたものの、飼養鳥の補償措置がなかったことから、家畜伝染病予防法に準じた支援措置が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施工期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有により地方財政を圧迫していることから、国において財政負担軽減等の措置が必要である。

さらに、産業廃棄物最終処分場に係る規制は順次強化されているが、産業廃棄物最終処分場への不安の解消につなげるためには、維持管理積立金制度の一層の強化が必要である。

また、近年、膨大な量の使い捨てプラスチックが、生態系に与える影響等が国際問題となっているほか、アジア各国による輸入規制の拡大により、国内での資源循環が求められている。プラスチックごみの削減、資源循環を図るために、実効性のある対策が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に發揮された豊かな海とするための新たな施策を確立し推進すること。
- (5) 閉鎖性水域である瀬戸内海においては、河川からのごみの流出防止が重要であ

ることから、国管理河川におけるごみの早期回収・処理を実施すること。

2 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

(1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。

- ア ヨシ原の適正な管理、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組
- イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- ウ アオコ、水草等の発生時における、速やかな回収、処理など適切な対策実施
- エ 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設

(2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。

- ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
- イ 赤潮、アオコなどプランクトンやユスリカの異常発生、水草の繁茂拡大を防止するために必要な調査等の推進
- ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

(3) 地方自治体やN P Oなどの関係団体が取り組む水質浄化策について、導水に係る水利権制度の柔軟な運用や特別の財政支援など必要な措置を講じること。

3 有害化学物質対策の推進

(1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効性のある排出抑制対策を推進すること。

(2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。

(3) 低濃度P C B廃棄物の処理体制を早急に整備するとともに、先行して実施している事業者に配慮しつつ中小企業者への処分費用の負担軽減制度など処理推進策を創設すること。また、全てのP C B使用製品の確実な処理に向けた具体的な方策を明確にすること。

4 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、供用開始後に一定の稼働年数を経過した施設の長寿命化を図ることができるよう、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

5 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

低公害車導入のための支援制度の拡大・充実を図るとともに、電気自動車やプラグインハイブリット自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

6 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策計画に基づく対策の推進に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策が推進できるよう、新たな地方税を創設するなど地方自治体の温暖化対策に活用できる財源を確保すること。
- (2) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者への普及啓発を始め、省エネルギー・再生可能エネルギーに関する新技術の開発や利用等を促進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (3) 民生部門の温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策地域協議会を活用した県や市町村レベルの国民運動の推進体制を整備するとともに、地域協議会による特色ある取組に対する支援を行うこと。

7 土壤汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壤汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壤汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壤汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壤汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等の判断基準を明確に示すこと。

8 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の侵入による生態系、人の生命・身体、農林水産業などへの各種被害を防止するため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。特にヒアリなど国内未定着の特定外来生物の水際での防除を徹底すること。また、地方と連携した効果的かつ恒久的な体制を構築し、地方での侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について、必要な支援を継続して行うこと。

9 光化学オキシダントや微小粒子状物質の大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学オキシダント・微小粒子状物質の大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学オキシダント発生予報が可能な予測システムを構築すること。
- (3) 微小粒子状物質による健康への影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。
- (4) 「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、効果的な周知方法を示すこと。

10 アスベスト対策の充実・強化

(1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策を充実すること。

ア 市町村が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設

イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立

ウ アスベストに係る室内環境許容基準の設定

エ 一般環境の大気中のアスベスト濃度環境基準及び解体等作業現場におけるアスベスト濃度規制基準の設定と、基準超過した場合における指導指針等の作成

(2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を行うこと。

ア 私立学校や私立専修学校等の各種学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等

イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成

ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立

(3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置を創設すること。

11 海洋ごみ対策への政府の一体的な取組

(1) 漂流ごみや海底堆積物等の回収処理のルールを明確化するとともに、海岸漂着物を含めた海洋ごみの回収・処理等の対策を推進するため、地方自治体が実施する海洋ごみ対策について、必要な事業費の確保や地方負担の撤廃など、十分かつ恒久的な財政措置を講じること。

(2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海洋ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

(3) 海洋ごみの及ぼす環境への影響について、地域住民の正しい理解が深まるよう、正確な情報を発信し、発生抑制に向けた意識啓発や環境教育を積極的に行うこと。

12 高病原性鳥インフルエンザに感染した飼養鳥処分への支援

高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染拡大を防止するため、地方自治体等の公園や動物園等の飼養鳥の処分に対して、家畜伝染病予防法に準じた支援措置を講じること。

13 水資源対策の推進

当分の間、十分な用水需要の見込めない先行水源について、国において、財政負担軽減等の必要な措置を講じること。

14 産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金制度の強化

- (1) 維持管理積立金制度について、積立金の未積立に対する強制徴収に関する仕組みの構築や未積立に対する罰則の規定を設けるなどにより、確実な維持管理積立金の積立が確保されるよう、制度の強化を図ること。
- (2) 独立行政法人環境再生保全機構に対し、物価水準の変動に応じた利息を維持管理積立金に付させ、当該利息を維持管理積立金に繰り入れさせること。

15 核燃料施設等の安全対策

核燃料施設等における放射性物質の管理や取扱いの厳格化について、指導及び検査を強化すること。併せて、被ばく事故が起きた際の作業員等の健康被害を最小化するため、核燃料施設等における原子力災害医療体制について再確認すること。

16 プラスチックごみ削減対策の推進

プラスチックごみ削減のため、レジ袋のみならず使い捨てプラスチック製品について削減策の法制化や代替商品の開発・導入の促進支援、地方での取組が一層促進されるよう市町村などにおける専門的人材の育成支援など、実効性のある対策を講じること。

17 次世代エネルギーへの取組の推進

(経済産業省)

【理由】

東日本大震災後、我が国のエネルギー政策が大きな転換点を迎える。エネルギー源としての石油や天然ガスなどの重要性が益々高まっているが、将来的に化石燃料の枯渇化や地球温暖化の進行等、エネルギー問題の深刻化が懸念される中で、水素エネルギーは、燃料電池自動車や家庭用の定置型燃料電池等のエネルギー源として大きな期待が寄せられている。

国においては、第5次エネルギー基本計画で水素社会実現に向けた取組の抜本強化を掲げ、水素基本戦略に基づく実行を明記している。さらに、これらの目標達成を確実にするため、2019年3月に改訂された「水素・燃料電池戦略ロードマップ」では、燃料電池自動車や水素ステーション等のコスト削減に向けた具体的な目標を掲げ、取組みの加速化を図ることとしている。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有しており、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、2013年6月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、2015年8月には周南市に液化水素ステーションが設置され、2017年1月には鳥取市内に全国初となる、再生可能エネルギーを活用した水素ステーションと住宅、燃料電池自動車を一体整備した、水素エネルギー実証と環境教育の拠点を設置している。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、こうした中、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要である。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入施設等はその大半が太平洋側に集中しており、今後、想定される首都直下型などの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、平成25年度から3箇年にわたり表層型メタンハイドレートの資源量把握調査を実施され、その結果、日本海側にメタンハイドレートの分布が見込まれる場所が1,742箇所と、数多く確認された。また、平成28年度には一部海域における資源量の試算が行われるとともに、資源回収技術の提案公募が行われ、本格調査・研究開発等に着手された。現在進められている6件の回収技術開発に関する調査研究には実用化に向け大きな期待が寄せられている。さらに、平成30年度には国において「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が改定され、商業化に向

けた工程表が初めて提示されるなど、実用化に対する期待が増々高まっており、我が国のエネルギーの安定供給及び産業や経済の活性化などを図るため、その開発を一層加速化させる必要がある。

【提 案】

- 1 「水素ステーション」の設置及び運営に対する支援の継続実施
- 2 先導的な研究開発や新事業展開に対する支援
- 3 燃料電池自動車、バス、フォークリフトなどの導入加速支援
- 4 水素の供給や利用を促進するため、水素サプライチェーンの構築に対する支援策の構築
- 5 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び資源回収技術の開発の促進
 - (1) 日本海沖でのメタンハイドレートの商業化に向け、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に示す生産技術開発や海洋調査、環境影響評価等の各工程を着実に進め、資源量全体の推計について早急に明示し、公募による資源回収技術の研究成果を活用して早期の実証実験を目指すなど、開発を促進すること。
また、資源回収技術の開発に当たっては、日本海側における中小企業等の技術の活用や人材を育成する面から、地元技術・国産技術を徹底的に活用し、地方創生に資するよう努めること。
 - (2) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の開発に向けた資源回収技術の本格調査・研究開発や詳細な資源量把握に向けた調査を推進するため、来年度予算においても調査費等を拡充すること。
 - (3) 大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や広域ガスパイプラインの整備を推進すること。
 - (4) 資源の開発が行われる地元に、その供給によって生まれる利益が還流する仕組みづくりを検討すること。

VI 領土・基地関係

18 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省)

【理 由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで半世紀以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設設計画など、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

こうした中、平成24年8月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、さらには、竹島周辺での防衛訓練や海洋調査、国会議員団の上陸など相次いで強行されている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して、厳重なる抗議を重ねるとともに、国際社会へ日本の立場を訴えること。また、国際司法裁判所への単独提訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報啓発・研究体制の強化

内閣官房 領土・主権対策企画調整室を中心に、国民世論の啓発や国際社会への

情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。さらに、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を地元隱岐の島町に設置するとともに、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。

3 学校教育における指導の推進

平成29年3月及び平成30年3月に示された小学校・中学校・高等学校の新「学習指導要領」で初めて竹島に関する記述が取り上げられたことは大きな前進であるが、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう、取組を強めること。

19 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、国土交通省)

【理 由】

新日韓漁業協定の締結により、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船が漁場を利用できない状態が続いている。我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化も招いている。

一方、日本海における我が国排他的経済水域内においては、平成28年漁期以降、日韓漁業交渉は相手国排他的経済水域内相互入漁での操業条件等の漁業交渉が妥結しておらず、相互入漁が中断状態にあるが、今後の政府間協議の結果次第では、相互入漁が再開される可能性がある。

なお、水産庁や海上保安庁の取締強化により、韓国漁船の違反操業は減少傾向にあるが、現在でも取締の目をかいぐった違法漁具の設置等が散見されており、相互入漁が再開された場合、違反操業等が拡大し、我が国漁船の操業不能や漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被るおそれがある。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

2 我が国排他的経済水域内の操業秩序の確立

日本と韓国との漁業交渉が妥結し、相互入漁が再開された場合、日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要な漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ってきたことから、許可隻数の削減、操業規制の強化など必要な対策を講じるとともにバイカゴ、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化を図ること。

4 韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図ること。

5 国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

20 岩国基地関連対策の推進・充実及び住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

【理 由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米軍構成員等による犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

また、米軍機の低空飛行訓練による騒音や事故への不安等により、住民の平穏な生活が乱されるなど、地元住民への負担が生じている現状を改善していかなければならない。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 岩国基地関連対策

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

(1) 米軍構成員等による犯罪の防止対策の強化

米軍構成員等による犯罪を防止するため、米軍構成員等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、さらに日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

(2) 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

(3) 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

2 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策

中国地方においては、深夜など住民生活への影響が大きい時間帯での米軍機の飛行や、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われるなど、依然として事態の改善が図られておらず、地元住民に多大な不安を与えている。

さらに、昨年3月に米空母艦載機の岩国移駐が完了し1年が経過したが、艦載機の運用は基地周辺の広範囲にわたり、住民生活に大きな影響を及ぼしており、今後、騒音被害の増大や航空機事故の発生が懸念される。

こうした中、国（防衛局）が米軍機の飛行に伴う騒音の調査を実施するため島根県及び広島県に設置した騒音測定器については、昨年4月から計8台に増設されたところであり、このことについては評価する。今後も引き続き、地元の要望に応じた騒音測定器の設置を進めるとともに、得られた客観的な騒音データの分析をもとに具体的な騒音被害対策につなげる必要がある。

また、昨年11月、12月に、米海兵隊岩国航空基地配備の米軍機の墜落事故が連続して発生していることから、徹底した事故原因究明や安全対策等の措置を講じるとともに、住民の安全・安心の観点から地元に対する早期公表や丁寧な説明が必要である。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じること。

（1）住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

ア 住民が生活する地域で、日米合同委員会の合意等に反する低空飛行訓練や住民に不安や危険を及ぼすような飛行訓練が行われないように措置を講じること。

イ 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。

ウ 実態把握を速やかに行うため、地元自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

エ 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地元自治体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求めること。

また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。

オ 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図ること。

カ 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために、国において、被害が生じている米軍機の訓練空域下の自治体を対象とした、実態に応じた必要な措置を速やかに講じること。

（2）航空機の安全対策措置の実施

米軍機の事故に関する徹底した原因究明とその早期公表に努めるとともに、航空機の整備点検、住民の安全を最優先としたパイロット等の安全教育など、航空機の安全対策の措置を講じ、事故の防止に努めること。

（3）飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民

に事前に情報提供を行うこと。

オスプレイについても、移動の際には、可能な限り水上を飛行するという日米合同委員会の合意を遵守すること。また、事前に飛行訓練に関する十分な情報提供を行うとともに、必要に応じ、自治体や住民に対して、安全対策等に関する説明を行うなど、地域毎の実情に配慮した対応をすること。

(4) 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。